

議員定数削減問題

平成 30 年 第 3 回定例会（第 6 日） 本文 2018-09-13

○出席議員（24 名）

1 番	高 瀬 かおる	2 番	秋 本 あすか
3 番	岡 部 宏 章	4 番	中 山 ご う
5 番	丸 山 哲 平	6 番	吉 田 りゅうじ
7 番	岩 永 康 代	8 番	及 川 妙 子
9 番	幸 野 おさむ	10 番	甲 斐 よしと
11 番	尾 作 義 明	12 番	田 中 政 義
13 番	だ て 淳一郎	14 番	星 　　いつろう
15 番	さ の 久美子	16 番	な お の 　　克
17 番	本 橋 たくみ	18 番	新 海 栄 一
19 番	木 村 　　徳	20 番	皆 川 りうこ
21 番	高橋 りょう子	22 番	木 島 たかし
23 番	尾 澤 しゅう	24 番	須 崎 　　宏

○出席説明員

市 長	井 澤 邦 夫	副 市 長	橋 本 正 之
副 市 長	内 藤 達 也		
秘 書 課 長	玉 井 理 加		

○議会事務局出席職員

局 長	志 村 国 光
次 長	佐 藤 久美子

○議事日程

第 1 議員提出議案第 1 号 国分寺市議会議員定数条例の一部を改正する条例について

午後 2 時 44 分開議

○議長（木村 徳君） ただいまの出席議員は 24 人であります。

これより本日の会議を開きます。

本日は休会日ではありますが、会議規則第 9 条第 3 項の規定により、特に会議を開きます。

なお、出席説明員につきましては、市長、副市長、秘書課長のみ出席の要請をしておりますので、あらかじめ御承知おきください。

◇

日程第1 議員提出議案第1号 国分寺市議会議員定数条例の一部を改正する条例について

- 2 ○議長(木村 徳君) 日程第1、議員提出議案第1号を議題といたします。
なお、本日、甲斐議員より賛成者として署名の追加がございましたので、御報告いたします。
提案者に提案理由の説明を求めます。
尾澤議員。

(23 番 尾澤しゅう君登壇)

- 3 ○23 番(尾澤しゅう君) 議員提出議案第1号、国分寺市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第91条第1項の規定に基づき、現行の国分寺市議会議員の定数を24人から2人削減し、その定数を22人にする必要があるため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

国分寺市の議員定数の推移は、昭和39年の市施行時に法定上限数の36人で始まりましたが、昭和41年には30人、平成2年には28人、平成14年には26人、平成18年に24人となり、現在に至っております。

議員定数については、かつては地方自治法において法定数が規定されていましたが、平成15年1月より、法定上限数の範囲で、自治体みずからが条例で定める条例定数制度とされ、さらに平成23年の改正において、法定上限数についても撤廃されています。これは議員の定数については各自治体の判断に完全に委ねられることを意味するものです。

国分寺市では、最後に議員定数が削減されてから10年以上がたち、そこで改めて国分寺市における適正な議員定数についての昨今の社会情勢や、その他の自治体の状況等を踏まえ、ここに国分寺市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、議案を提出する次第であります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

- 4 ○議長(木村 徳君) お諮りいたします。本案は所管の委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

- 5 ○議長(木村 徳君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入りますが、申し合わせにより、議案提出議員の答弁は指定の答弁席にてお願いいたしますので、御移動のほうをよろしくお願いいたします。

なお、移動の間に一言申し上げますと、先ほどの議会運営委員会におきましても、委員長のほうから確認がなされておりますが、改めまして議長のほうから一言申し上げます。本来であれば、委員会付託すべきところでございますが、過日、全員協議会が開催されまして、議論を経て今日に至っているという経過を踏まえまして、今回に限り付託を省略いたしまして、本会議即決として進め

てまいりますので、何とぞ、その旨、御了解をいただければと思います。

それでは、御質疑ある方は挙手をもってお願いいたします。

6〇9番(幸野おさむ君) 無会派(ここに幸あれ)の幸野おさむでございます。今、議長からの整理もありましたし、議会運営委員会で委員長からの整理もあったところではございましたが、8月24日に議案が1度提案されておりまして、その後、諸般の事情があつて議案の取り下げが行われて、その上で全員協議会が9月6日、1週間前に行われているという。しかし、その全員協議会の段階では議案自体は撤回されておりまして、議案の提案者というのがない中で、議員定数のあり方についてということで議論させていただいたという経過があると思います。そのあり方についてというところの議論を踏まえていただいた上で、今回の議案提案という形になっていると思いますので、そのときに質問させていただいたことなんかも、改めてどういうふうに考えているのかということなんかもお伺いさせていただいた上で、質疑をさせていただきたいなというふうに思っているところでございます。

その上で、初めにお伺いさせていただきたいのが、この経過については今も説明したとおりなんですけれども、ただ、公式には8月24日に提案がされて、9月6日に、一応、議員定数のあり方という形で議論がなされていると。また昨日提案されて、本日のこの議論という形になっているわけなんですけれども、やはり期間としては、かなり正直言って短いというか、議論の時間というのは、かなり厳しい、タイトな状況でここまで来ているというのは事実だろうというふうに私自身思っているんですが、その上で、最初に確認したいのは、自治基本条例の第17条に議会の責務というのが書かれておりますけれども、議会は、この条例の基本理念に基づいてとあり、この基本理念というのは、市民の参加と協働、情報の共有を保障していくということですが、この基本理念に基づいて、効率的かつ効果的な議会運営に努め、市民の信託に応えなければなりませんということが書かれております。この市民の信託というのは、やっぱり1つのキーワードかなと思ってまして、我々市議会議員は、ただ単純に市議会議員だけで運営されているわけじゃなくて、当然、市民の皆様からの信託を受けて、この議員活動、議会活動というのをしているわけですよ。そういう意味で、その信託をしていただいている市民の皆様が、この短期間に、恐らく知っている方というのは、ほとんどいらいらしないんじゃないかなと思うんですね。今議会が始まって明らかになって、全員協議会が1度行われているだけということでもありますから、そのことについて、皆様、提案者の方としては、どのようにお考えなのか。我々議会、議員が市民から信託を受けているという関係の中で、その市民の皆さんが何も情報がない中で、この条例が審議される、あるいは議決されるということについては、どのようにお考えなのかを、まず、お伺いしておきたいと思えます。

7〇23番(尾澤しゅう君) 御質疑いただきました。幸野議員からは、自治基本条例の第17条を引用されて、市民の信託を受けている議員として、要は、一定、市民に知らせておいてから、この議案についての審議をしていくべきであろうというような趣旨でよろしいかというふうに思いますが、我々といしましては、議会のことであります、我々議員そのもののあり方について、これはむしろ市民からの、要は要請だったり、そういう過去のような陳情に基づいての議案の提案というわけではなく、日ごろから我々が何か議会改革をしていくために常に持っていかなければいけない意識の1つという中で、我々自身が考え、我々自身が発議することに意義があるというふうに考えてお

りますので、一定、市民の皆様幅広く議員提出議案が出されることが広がってはいないかもしれませんが、私どもとしては、今、私がお話しさせていただいたとおり、我々自身が決断して提案していくことが重要だというふうな思いで、御提案をさせていただいているということでございます。

8〇9番(幸野おさむ君) 議会の意思だけで決めていくんだということなのかなというふうに受けとめましたが、ただ、やっぱり、この議会の定数だとか議員の活動だとかというのは、市民に大きな影響を与えるということから考えると、議員の定数の問題等々も、やはり自治基本条例の立場から考えれば、市民の中で議論を喚起していくということも大事だったろうと思いますし、市民からの御意見をいただいた上で判断するというのも大事な要素だったのではないのかなというふうに思うところございまして、その点では意見の違いということにならざるを得ないのかもしれないんですけども、私自身は、やはりそこは議会が自分たちだけでというか、決めるというよりは、自治基本条例の立場できちんと市民参加、あるいは協働、情報を共有しながら意見交換を進めて決めていくべき性質のものなんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

次の質疑に移りたいと思うんですが、自治基本条例の第17条第2項では、議会は、議員によって構成された意思決定機関であり、その権限を行使し、市政運営の監視、政策の提案、決定等を行わなければならないということが書いてあります。これは、基本的な議会の責務というか、仕事というか、役割がここに提起されているわけなんですけれども、その中でも大きく言って1つ目が市政運営の監視、それから2つ目が政策の提案という形になっているんだと思うんですが、市政運営の監視という点でいうと、これはやはり行政側、行政権力、執行権力が非常に強大な力を持っているという中であって、それを予算の使い方であるとか、あるいは条例の規定の仕方ですとか、そういうことを含めて、議会側で多様な意見を集約していく、議論をしていくということが、この国分寺市議会にも求められている大きな役割の1つだと思うんです。もう一つが政策の提案ということで、政策提言というふうにも言えますけれども、そういうことで、各議員が地域で市民の皆様からの御意見を、さまざまな立場、さまざまな角度で吸い上げて、それを行政側に提案していく、提言していく、実現させていくと。こういう役割2つが求められているんだと思うんですね。それはまさに市民と市政をつなぐ大きなパイプ役として、この市議会というのがあるべき姿なんだろうというふうに思うわけですね。それを総じて一言で言えば議会制民主主義というふうに言われていますけれども、この議会制民主主義に照らして、今回の議員定数のあり方というのは、非常に大きな問題というか、根幹にかかわることだろうと私自身は認識しております。そういう意味であって、今回、議案提案者からは資料が1枚つけられておりますけれども、議員定数における類似団体での比較ということが書かれておりますが、それだけじゃなく、国分寺市全体の状況であるとか、あるいは国分寺市民の今置かれている状況、それから国分寺市、行政側の状況、それから国分寺市議会の状況等々、私は全員協議会的时候にも皆様と意見交換する中で強調していたことなんですけれども、多角的にさまざまな角度でそういう状況等々を考えて、その上で、やはり議員定数のあり方というのを導き出すべきだろうと、分析や検証というのが不可欠であろうというふうに考えているわけですし、その全員協議会的时候にも、そういう提案をさせていただいたんですが、今回、資料がまだこれしかついてないんですけれども、そのことについては、皆さん方はどうい

ふうに受けとめていただいたのか、今回の提案には、その思いをどういうふうに込められたのかをお伺いしたいと思います。

9 ○議長(木村 徳君) 提案者のお三方にお伺いしますが、これ、資料の御説明は必要でしょうか。それとも、お読みいただければわかるだろうということで、それを必要としないということであれば、どちらでもいいんですけども、その辺、どういたしましょうか。

10 ○23 番(尾澤しゅう君) そうですね。冒頭、資料についても触れるべきであったかもしれませんが。申しわけありませんでした。

お手元に配付、添付させていただいております資料に関しましては、これは全員協議会で使用させていただいている資料と同一のものであります。改めて、こちらのものは説明をとことの申し出がありましたら、こちらのほうで説明させていただきますが、今、前段申し上げたとおり、全員協議会でも皆様にはお渡ししているとおりで、お申し出があれば、こちらから改めて説明は申し上げたいというふうに思います。

11 ○議長(木村 徳君) 資料に関してはそういうことで、あと幸野議員の御質問に対しての御答弁ですね。

12 ○23 番(尾澤しゅう君) 幸野議員からお求めいただきました質問の内容といたしましては、国分寺市の過去、現在など含めた、さまざまな多角的な視点で、議員定数について深く議論をしたり検証していくべきではないかというような御質問だというふうに思っております。

こちらに関しまして、我々、一定の財政の状況だったというのには鑑みてはいますが、何よりも、ここで2減、要は適正化。2減して適正化することにおいて、これまでも提案理由の中で述べさせていただいておりますけれども、過去、国分寺市議会におきましては、定数を削減をしてきている中で、行財政ともに悪化してきているというわけではなく、むしろ行財政におけば、現在は好転方向であるというような状況も、一定、先行きはまだまだ不透明な部分はありますけれども、議員定数を減らしたことによって、財政部分が云々とかということではないというふうに申し上げたいというふうに思います。また、議会のチェック機能においても、これも全員協議会でも何人かの議員の方から発言ありましたけれども、チェック機能が落ちたりとか、また、提案が少なくなったりとかっていうような状況にはないということが、私どもとしては考えておりますので、今回、改めて24人から22人にしたいというような考えではあります。そのことをもって、チェック機能だったり政策の提案・立案機能が著しく落ちるというようなことはないであろうというふうに考えております。

13 ○9番(幸野おさむ君) 確認なんですけど、私、かなりいろいろな分野で考えなきゃいけないことがあるんじゃないかなというふうに思っている立場なんですけど、今の質問の中で、尾澤議員のほうから、提案者からの答弁とすれば、財政の状況、行財政の部分と、それからチェック機能について悪くなっていないとか、そういうことが確認されているということが1つの検証結果とか、皆さん方の持ち合わせている角度の理由という形になるということよろしいでしょうか。それ以外については、どういうふうにお考えなのかをお伺いしたいんですけど。

14 ○23 番(尾澤しゅう君) 私どもとしての提案の理由のメインとさせていただいているところがありますけれども、これは少し、それこそ全員協議会でもお話をさせていただいたとおりでありますけれども、24人から22人になることによって、我々は選挙を通して、市民からの評価、チェックを受けて、ここに今いるという意味では、2人定数が減ることによって、当選の確率というか、当選のラインは、間違いなく、より困難なものになっていくということでもあります。そのことによって、各議員がそれぞれ切磋琢磨し、よりチェック機能だったり、政策立案機能を磨いていくことにつながっていくだろうということが、本提案の趣旨のメインのところでございます。

15 ○5番(丸山哲平君) 財政面のところで、1点、補足をさせていただきたいと思います。

先ほど尾澤議員からも、財政的な効果というお話もさせていただきましたが、今申し上げたとおり、今回、我々が提案するに当たって、ここがメインの理由になる部分ではないのですが、一応申し上げておきますと、ただ当然に、この適正化、仮に2人減員となった場合には、報酬、期末手当、共済費、また政務活動費等で、1人当たり年額で1,000万円超の減額になるということでございます。この場合、2人であって、また任期が4年ということを考えれば、4年間で8,000万円超の効果もある。あくまでも副次的効果ではありますが、当然、公金を預かる立場という以上は、この効果も副次的には存在するという事は申し上げておきたいと思います。

16 ○9番(幸野おさむ君) 私の質問の趣旨とすると、さまざまな角度から検証・分析される必要があるんじゃないかと、市全体の状況、あるいは市民の状況、国分寺市の状況、市議会の状況ですね。そういうことを勘案して、やはり議員定数の考え方というのはあるべきんじゃないのかということをお尋ねしているのか、私自身はそう思っているんですけども、提案者側からすると、今の答弁を伺っている限りだと、1つは、目的としては、そういうことよりも、むしろ競争性が働くんだと。24人から22人にすれば当選ラインが上がるので、かなり選挙の際の、いわゆる競争というのが激しくなるだろうということが目的だということですよ。一方で、副次的な要素としては、行財政の好転と、そのチェック機能が後退していないという検証結果をお持ちなのかどうなのか分からないんですけども、議会としてのいわゆる監視、市政運営の監視の部分は後退していない、減らしてきたけれども後退していないという事実と、その行財政の部分、いわゆるこの3つぐらいが主な目的というか、検証されていることだということに理解していいでしょうか。

17 ○23 番(尾澤しゅう君) それに、しっかりとつけ加えなければいけないような要素ということも、1つまた申し上げたいなというふうに思います。お手元の資料でございます。議員定数における類似団体での比較分析というところで、こちらの数字、国分寺市のところなんですけれども、太い太枠で囲んであるところでございます。国分寺市民の人口に対して議員の定数を割り戻したときに、議員1人当たりの人口というのが5,070人に1人の割合で、国分寺市では、今、議員がいるというところです。これを他の類似団体と比較した際に、やっぱり国分寺市としては多いというような数字が、下の他の団体の平均値を見ると明らかになっているというふうに思っております。他の類似団体の平均の議員1人当たりの人口というのは5,573人に1人の割合で、ほかの類似団体では議員の定数が決まっているところであります。それを鑑みても、国分寺市で定数削減をできない理由はないというふうに考えております。なので、我々がみずから率先して議会改革というところで、この

定数を国分寺市の人口に当てはめた場合、5,573 人という、先ほど申し上げた類似団体の平均の議員の1人当たりの平均人口の数字を当てはめた場合には、国分寺市においては、一番下に書いてあるとおり 21.83 人というのが、今、我々がほかの団体と比較したときの適正な議員定数の人数だというような、私どもは判断をしております、21.83 人に一番近い数字、それが 22 人というような、私たちとしては客観的な数字としての根拠として、皆様にお示しをさせていただいている状況であります。

18 ○9番(幸野おさむ君) 今、最後に述べられた他市との比較ということなんですけれども、ただ、それも確かに目的というふうに言えるのかどうかというのは、ちょっと私は疑問なんです、やっぱり国分寺市議会としては、当然、市民に対して信託を受けてやっているわけで、市民に対して責任を果たしていかなければならないという立場にあるんだろうと思うんですね。そういう意味において、目的としては非常に弱いかなど。先ほど競争性を高めるということもあつたんですけれども、その部分も後でお伺いしなきゃいけないかなと思っております、目的として、やはり国分寺市全体であるとか、あるいは市民に対してとか、国分寺市、あるいは市議会に対して、この削減がどのような意義を持つのかと、何ゆえ必要なのかということですよ。そのことによって、どういう効果が得られるのかというのは、条例を提案して、議員、議会改革の1つの大きな目的として、私は議論されるべきなんじゃないのかなと思っております。それも全員協議会でも述べていたんですが、そういうことを持つてほしいという思いで、そういうことがもしあるのであれば、そういうことを研究してほしいということで求めたつもりなんです、その辺はどうなんでしょうか。何かそういう効果とか、あるいはその意義とか必要性とか、今、国分寺市議会、あるいは市政が抱える課題をどう解決するのかということが、この削減の中には、どういうふうに込められているのかというのを、ちょっとお伺いしたいなと思っております。

19 ○23番(尾澤しゅう君) 幸野議員から今質問をいただいた、全員協議会を踏まえてというところではあつたんですが、国分寺市が、今、抱えている課題や問題に対して、定数というのを決めていくというのは、これは極めて、それぞれの考え方、主観的なものになりがちになりまして、私どもとしては、考え方としては、常に議会として、議員の人数というのは適正な人数で行っていくのがよいだろうということで、この御提案を申し上げているところでもあります。つまり必要以上に多い必要はなく、その中でしっかりと、他市で見られるような、一定の、市民から見ても合理的・客観的な人数の中で、より個人がおのおの切磋琢磨をして、先ほど繰り返しの答弁になりますけれども、チェック機能や政策立案能力、また市民からの多様な声を聞いていくというようなことに心がけていくべきだということで、私どもは提案をさせていただいているということです。

20 ○4番(中山ごう君) 先ほど経過の報告の中で全員協議会とありまして、私、体調不良で、その日休んだ欠席者の1人ということで、もちろんその全員協議会を踏まえて、この場があるということは理解をしていますが、全員協議会の内容が、私、正確に把握できていないということがあります。それは私の責任なので、大変申しわけないことなんですけれども、その上での質疑になってしまふということを、冒頭に申し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まずお聞きしたいのは、地方自治法に市議会の権限というのは規定をもちろんされているですよ

ね。その権限というのも幾つもあるわけですが、その中の1つとして議決権があると。さらに言えば、その中で、議決権の中に予算を定めるというものもあります。市議会の議決がなければ、この予算というのは成立しないというものであり、市議会の権限というのは物すごく大きなものがあるというふうに理解をしています。この理解は一致できる場所だと思っております。地方自治法の解釈でも、議会の権限中、この予算を定めることは最も基本的で本質的なものだということですね。そのように解釈をされています。議会のその権限に基づいて予算を議決するに当たって、国分寺市議会では、平日7日間の審査日程をまずとって、さらに議論が進む中で、それでも足りないという場合はプラスの日程をとって、慎重な審査を重ねてきているところです。私が議員になってから、予算審査というのは、そのように行われています。それは大事なことだと、私、思っています。

そのように慎重な審査をしているわけですが、その審査をするに当たっては、現状、議員24人。議長が参加するしないというのがありますけども、基本的には24人の議員の目で、その予算案のチェックをするということになっております。議員の定数が減るということは、やはりそのチェック機能。このチェック機能については、全員協議会でも議論があったということですが、やはりこのチェック機能が後退してしまうというふうに私は考えるわけがあります。

というのは、やはり予算を分析するに当たり、22人の視点というよりも、24人の視点で見たほうが、より多くの角度から予算案を見れるわけで、それがチェック機能を果たしていると思っただけです。ですので、22人になれば、その多角的な視点が2人分減るわけですから、それによってチェック機能が私は後退するおそれがあるんだと思っただけです。

しかし、今、幸野議員の質疑の中で、チェック機能は、この間、国分寺市議会として減らしてきているけども、後退していないという答弁もありました。そのチェック機能が後退していないというところの検証について、幸野議員も触れてましたけれども、どういう検証があって、チェック機能が後退していないとお考えなのか、そこをお聞きしたい。

21 ○23番(尾澤しゅう君) 具体的な定量的な数字のところでお求めではないかというふうには思うんですが、私どもとしては、一定、その定数が多かったというか、以前、今より多かった時代の議員から聞いている範囲の中ではありますけれども、あと伝え聞いているところでございますが、議員定数が2人減ることによって視点が減るというような考え方であるならば、これは逆に議員定数はチェック機能という意味ではふやしていかなければいけないということだというふうに裏を返せばなると思います。しかし、私どもとしては、議員定数をふやしてチェック機能を強化していくべきでないであろうというふうに考えておりますし、むしろチェック機能を強くしていくというのは、各議員の質の向上をすることによって果たされてきているんだらうというふうに思っております。つまり、この間、国分寺市制が始まって以来、市議会議員の定数が減ってきている状況において、歴代の議員の皆様の質もより向上して、闊達な議論が、より、また視点も多様な視点をもって議論をされてきているんだらうというふうに思っているところであります。

22 ○4番(中山ごう君) 今、尾澤議員の答弁の中で、議員の定数をふやすことという言葉もありました。日本共産党国分寺市議団としては、ふやすことも、場合によっては、やはりあるだらうというふうに思っています。その理由は後ほどまた述べていきたいと思うんですけども、ただ、この議員の定数のあり方、減らすことにおいても、ふやすことにおいても、それは議員が議会の中だけで決

めていいことではないと私たちは思っているところです。

今は議員定数の削減ということが提案をされて、そこで質疑をしているわけなんですけれども、チェック機能の強化は議員の質を向上させるということがありました。そのことについては全く異論ありません。まさにそれを各議員個人が日々研さんするべきだろうと私も強く思います。そうだとすれば、より質の向上を果たすのであれば、24人のまま、各議員がきちんと研さんをするべきだと。私は22人に減るから、それが議員の切磋琢磨につながるということは、ちょっと理解できないんですね。数を減らさないと切磋琢磨につながらないのかというと、そういうわけではない。立候補して、市民の信託を受けて議員となったのであれば、定数にかかわらず、日々研さんを積む、そして多角的な視点を身につけていく、それが必要であって、それは定数が24人。22人よりも、24人のまま、それを行ったほうが、よりチェック機能の強化につながるんだと思うんですが、その点はいかがでしょう。

23 ○5番(丸山哲平君) 今、中山議員からもお考えのところをお聞かせいただいたんですが、ただ、先ほど類似団体のところで御説明をしたところと若干重複するんですが、やはり我々の今置かれている状況ということ、このこともやはり判断に加えていかなければいけない。それはどういうことかということ、議員の定数というものが、全国的に見ると、今、適正化だと我々は思っているんですが、減少の傾向にある中において、少なくとも我々の今回の判断の基準といたしました類似団体というところで見ると、今、その類似団体のところが21.83人という数字が出ていると。その数字から当然に比較をした場合には、国分寺市の24人という数字は、それに対しては若干多いという状態になっている。かつ、これまで議員の定数というものを、過去4度、国分寺市議会においては適正化、減少させてきた中においては、質的な向上をもって、チェック機能等を落とすことなく、仕事というものを果たしてきたということを考えると、今回のこのケースにおいても、我々は22人という定数に適正化を果たした上でも、要は他市の状況というものを踏まえた上でも、なお質的なものは維持できる、より向上ができるという判断に基づいて、こういった提案をさせていただいているということでございます。

24 ○23番(尾澤しゅう君) 補足を簡単に。

中山議員からは、現状のままでも磨ける部分はあるんじゃないかということに対しまして、それはもちろんあるかというふうに思います。しかしながら、それは個人の努力、個人に委ねられている部分でありまして、私どもが提案させていただいている理由のところは制度、つまり選挙で当選する人数が少なくなるということで、これは外的要因によって磨かれていくところを申し上げておりますので、もちろん今でも、現状でも、大いに我々は個々の議員の質を磨いていく立場にありますけれども、これはあくまで個人の判断というか、個人の裁量にかかっている部分でありますから、外的要因の部分で、しっかりと、より質の向上をできるような制度ということで、適正化ということで提案をさせていただいております。

25 ○4番(中山ごう君) 他市というか、類似団体の状況のことについて、これも大事な視点ですので、また、その点については質疑をしたいとは思っているんです。

さらに尾澤議員からありました、22人に減らすことで、制度上によって、切磋琢磨をより強制でき

るじゃないか。議員個人に切磋琢磨をする動機づけというのかな、そういうことにつながるんじゃないかというような答弁だったと思うんです。これについても、やはり確認はしていきたいと思うんですけれども、しかし、今ここで確認したいのは、尾澤議員が最初に述べられたように、私は私の先ほど述べた理由から、22人よりも24人のほうが、よりチェック機能としては高くすることができるだろうという点については、それはもちろんあるというふうに、今、尾澤議員が言われたわけですね。だから、その部分は、そうだろうということでの理解をしたいと思いますか。

26 ○23番(尾澤しゅう君) 24人でチェック機能が不足するかどうかという点で、22人になると不足するかどうかという点では、24人、それ以上に、今後、定数を適正化していく中で図っていくことは可能だろうということで、24人、さらに26人、例えば28人のほうが、よりチェック機能が働いていくということではなくて、視点としては一定の担保はそこにはどこにもないけれども、個人としての視点は、そこには生まれてくるであろうということでの答弁であります。

27 ○4番(中山ごう君) つまり個人の視点という点で、枠として22人にしたほうが、よりその個人の視点ということで広がる。それを促すということでの提案ということですよ。

この点では繰り返しになってしまっているんですけれども、なぜ22人にしないと、その個人の切磋琢磨がいかないのかというのは、やはりちょっと今聞いていても理解できない、私には。ということで、この今回の議案の提案、この点から見ても、今回の議員定数を22人にする、その提案理由というのが、私にはやっぱり見当たらないわけなんです。今の質疑をしてもね。ということ、この点では指摘をしたいと思います。

28 ○8番(及川妙子君) 先ほどのこの資料なんですけど、類似団体でも比較分析ということで、III-3ですよ。全協のときにも御説明いただいたんですけど、これを抽出した理由を教えてください。

29 ○5番(丸山哲平君) 今回、我々は、この10年超見直しが行われていなかった議員の定数というものを考えるに当たって、当然、その主観部分では、今の話で、これまで述べてきたところというものは、もともと動機としては持っているんですが、では、客観的に、他市の動向というものを踏まえて分析、これをどのように行っていくか、このことを検討した際に、なかなか議員定数という判断軸での分析というものはないという中において、でき得る限り客観性を持った判断基準というものをどのように持つべきかといったことを考えたときに、単に人口が同じ、また、そういった同じ都道府県にある、こうしたことでは、やはり我々は根拠としては弱さがあるであろう。その際に1つ根拠として、今回、判断基準として持ってきたのが類似団体でありまして、こちらは総務省のほうで区分をしているものですが、人口と産業構造、これを軸に各市町村を分類をしているということでございまして、国分寺市はIII-3に当たるということで、このIII-3、かつ都市部、東京圏ですね。この東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、また大阪府と愛知県といったところで、この場合の比較を行ったらどうなるかということを行わせていただいた結果として、この21.83人という数字が出たと。

全協のときにも申し上げたんですけど、我々もこの数字だけをもって、自動的に定数が定まるとい

うものだとは考えてございません。そういうふうに思っておりますが、ただ、1つ我々に類似する団体との比較という意味では、一定の有用性、根拠となり得ると、このように判断をいたしまして、今回、資料として使用をさせていただきました。

30 ○8番(及川妙子君) 確かに、おっしゃるように、なかなか定数が幾つが適正かというのは本当に決めにくいと思うんですね。それで、これは参考資料ということで出ているんですが、私、あのときに質問したんですけど、III-3という団体は幾つあるかということで、全国で50団体あるんですね。その平均値は出していますか。

31 ○5番(丸山哲平君) それについてお答えをいたします。全国50団体、北海道から※福岡県のところまで、類似団体、III-3が存在するんですが、全国押しなべて平均で見た場合には23.48人になります。しかし、加えて申し上げておきたいところが、先ほど申し上げたとおり、類似団体、これだけが根拠になり得ないと言った理由の1つに、面積という要件が全くないものでございまして、一番面積の差があるのは、我々の国分寺市と比較をすると、こちら延岡市。国分寺市、面積で60倍ぐらいの面積の自治体で、特に地方部になるんですが、こういったところまで入ってきてしまうと、やはりそれは物理的な条件から見ると、比較としては少なじまない部分が出てくるであろうということで、我々は都市部ということで、1都3県、また大阪府、愛知県ということで比較を行わせていただきました。(※324 ページに訂正発言あり)

ちなみに、加えて申し上げると、ただ、全国で比較をしたほうがいいのかというお声もあるのかなと思いますので、国分寺市との面積比で2倍未満の自治体を全て加えた場合には21.91人、国分寺市と面積で5倍未満の自治体を加えた場合は21.76人、国分寺市の面積の10倍未満のところも含めても22.57人ということで、こういった数値から考えても、我々の今回提案している数値に近いところは出ているということでございます。

32 ○8番(及川妙子君) 定数を決める際は面積要件というのは勘案しないですよ。北海道なんか広いし、それぞれ、それを言うと、あくまで人口比で、有権者数でやっているわけですので、人口ですね。ですので、私は面積要件については、ちょっと納得しかねますが、先ほど言われたように、50団体でやった場合は23.48人なんですね。私も計算しました。23.5人でしたけど、福岡県までじゃなくて、延岡市とか別府市、霧島市まであるので。

それで、根拠の数字って、すごく難しいと思うんですよ。都内で比較した場合は、今、類似団体が8市ですから、市の決算なんかのときにも類似団体比較やってますから、ここでやると22.3人なんですね。一応、都内だけで限ると。ただ、都道府県に限らずとおっしゃったから、都道府県に限らないなら、どうして、この関東近県というか、都市部。どこが都市部というか大変微妙だと思いますけど、要するに、数字っていじれるわけですよ。もともと、この結果がわかって、これを抽出したとは思いませんけれども、その選ぶ際に、選ぶほうの意思が働くわけですよ。それで、わざわざこのIII-3というのを使うのであれば、私はこの全部の数字か、もしくは都内の数字ね。都内だと22.3人ですけど、III-3は、要するに人口と産業構造が同じであるわけです。しかも50団体でしょう。500団体もあれば、ちょっと私は、その計算するのどうかなと思いますけれども、参考資料にもしするのであれば、III-3全体をするべきだと思いますが、いかがですか。

33 ○5番(丸山哲平君) あくまで分析ということで、先ほど数字がいじれるというお話がありました。が、いじるものではなく、判断として、今回、我々はこういった提示をさせていただいたということで、いじるという表現ではないのかなと思っておりますが、おっしゃるとおり東京都内のみの分類とか、そういったものもいろいろと試したといいますか、試算を当然計算をした上で、我々としては、産業構造、人口、また、立地の面積のところの部分、こういったことを勘案をして、今回、こういった判断、提示をさせていただいたということでございます。

それと、先ほど私、発言の中で、福岡県というふうに申し上げたんですけども、一番南は、及川議員のおっしゃるとおり、鹿児島県の霧島市、こちらも含んでおりますので、こちらは訂正をお願いしたいと思います。

34 ○議長(木村 徳君) 訂正を認めます。

35 ○8番(及川妙子君) もう長くやりませんが、ほかに資料がないわけですよ。これが資料であって、この21.83人というのを根拠におっしゃっているのであれば、これはやっぱりもうちょっと納得がいく数字でないと。要するに、選んでいるわけだから。

面積って、さっきおっしゃったけど、小さいところだってありますよ。私、一々面積は調べてないんでわかりませんが、どこまで入れるかって、すごい難しいと思うんですよ。ただ、やっぱり、もしこれをやるのであれば、50団体でやるべきだったのかなと思います。根拠の1つの数字になっているので、根拠として弱いんじゃないかなということを申し上げて、私の質疑はこれで終わります。

36 ○3番(岡部宏章君) 私も最初に一言申し上げさせていただくと、今回の御提案されているのが、余りにも性急な提案になってしまっているというふうに私自身は思っていて、私たちが最初に提案されたのが、先月の24日ということで、1カ月もたっていないという中で、先ほども少し触れられていましたけれども、提出されたのが先月の24日ということで、まだ1カ月もたっていないという中で、こういう、今、審議をしている中ですが、議決を求められるという段階に来ているというのは、こういう提案が市議会ですらされているということ自体を知っている市民がどれだけのいるのかというふうに考えると、ほとんどの方が御存じないんじゃないかという中で決めてしまおうというのは、私は極めて適当ではないということを最初に申し上げさせていただきたいんです。

それで、私がお聞きしたい点は、全員協議会のおかげから、定数を削減すると議会のチェック機能が下がってしまうのではないかという懸念、指摘の声が相次いでいるわけですが、地方自治法の第98条というのがあるんですが、議会の権限を定めている節の中にある1つの条項ですけども、ここで、議会は行政の書類や計算書を検閲したり報告を請求するということを通じて、事務の管理とか議決の執行や出納を検査することができるということが定められていまして、こういう、いわば行政のチェック機能が定められているわけですよ。その点で大事な条項だというふうに思っているんですけども、議員は日常的に予算とか決算書を読み込んだりしたり、あるいは委員会などを通じて、行政から報告を受けるなどということをして日常的にやっていると。ここに書かれている権限では、日常的に行きながら、私たちは仕事をしているというふうに思うんです。そういう点で、議員定数が削減されれば、そのチェック機能というのは、やっぱり私は物理的に見ても下がっ

てしまうんじゃないかということは思うわけです。

今、御答弁の中で、切磋琢磨をすることで、そういう懸念はないんだということもおっしゃっているんですけども、私としては、24人の中であっても切磋琢磨できるんじゃないかと。今の定数の中でも切磋琢磨をしていくためにはどうすればいいんだろうかということを考えるのが先決ではないかというふうにも思うんですけども、仮に24人の中で、22人にした場合と同じように切磋琢磨をした場合のことを考えれば、それはどうするかという手段は、また別にして置いておいて、22人に減らすんじゃなくて、24人の中でも何らかの方法で切磋琢磨をした場合に、この物理的なチェック機能、今この第98条にもあります、行政の書類とか計算書を検閲したりとか、あるいは事務の管理とか議決の執行、出納を検査するという、そういうことが物理的に22人にしたら下がってしまうのは明らかじゃないかと思うんですが、その点はどんなふうにお考えでしょうか。

37 ○議長(木村 徳君) 先ほどは予算のチェックという切り口で御指摘がございましたけど、今は地方自治法第98条に基づいてという、また別な切り口だと思いますので、その視点での御答弁をいただければと思います。よろしいでしょうか。

38 ○23番(尾澤しゅう君) 議長から、今、発言を踏まえた上ではありますけれども、基本的には、こちらに関しましても、先ほど述べた答弁と同じ内容にはなりません。つまるところ、個人で磨いていただく部分というのは、それは今もこれからも続けてもらって、かつ外的要因の部分で、さらなる研さんを積んでいくような制度ということで、我々としては提案をさせていただいておりますので、こちらに関しまして、新たな視点というようなことではなくて、同じように、先ほどの答弁と同じの繰り返しになりますけれども、私どもとしては、そのように考えております。

39 ○3番(岡部宏章君) 私がお聞きしているのは、切磋琢磨するとか、そういうことはあるにしても、それは置いておいて、24人のままでいくのか、22人に減らすのかという中で、どちらにしても一人一人の議員の活動量が同じであれば、今、私が挙げたような行政のチェック機能というのは、2人減らすことによって、物理的に下がってしまうんじゃないかということをお聞きしているんですけども、その点、ちょっと明確にした上で、もう一度お答えいただければと思うんですが、いかがですか。

40 ○23番(尾澤しゅう君) それは、活動量が同じであればという、何も確かではない、不確かな大前提がありますので、そこについては、こちらにもそこに必ず総量が同じというようなところでは、答弁はなかなかいたしかねるところであります。

41 ○3番(岡部宏章君) 私、24人のままか、2人減らして22人でいか、そのどちらも議員個々の活動量が同じであればという仮定のもとでお聞きしているんですけども、今、その仮定自体をお認めにならないというか、その仮定自体が違うんだということでおっしゃっている、その仮定自体が提案者の方々にとっては違うと、前提にしていけないという、そういうお答えなんだろうというふうに私自身は受けとめました。ちょっと違うのであれば、また違うというふうに言っていたらいいと思います。

それで、先ほどからも出ています、選挙のときに議員の定数の枠が、より少なくしたほうが、選挙のときの議員間というか、候補者の間での競争がより高まるという点については、私はこういう考え方もできるのではないかなと思うんです。この点も全員協議会でもお聞きしたんですけども、お答え、まだ明確になっていない部分もあると思いますので、お聞きしたいと思うんですけども。定数を22人に減らした場合には、それ相応の候補者しか出ないのではないかなということも考えられるわけですね。定数が2人減ることによって、立候補する方が絞られるという可能性も考えられる。これは選挙なので、ふたをあけてみないとわからないという面もありますけれども、候補者が絞られるということは考えられる。逆に、私たちは必ずしも定数をふやすほうがいいという考えを持っているわけでは、今のところないですけども、逆に定数がふえれば、それに応じて、それ相応の候補者が、これまでよりも多く立候補する方が出てくるということも考えられると。そういうふうになると、定数が御提案されているように減らす、あるいはふやすとか、そういうことによって競争率が減ったりふえたりするということは必ずしも言えないんじゃないかなというふうに考えるんですけども、その点はどんなふうにお考えでしょうか。

42 ○23 番(尾澤しゅう君) まず、前段に活動量というところの答弁の中で、ちょっと認識がずれているのかなと思うんですけども、あくまで活動量というのを言葉で言うのは簡単ですけども、それぞれの議員が活動量がどれだけなのかなというところは誰にも見えない、数値化にはできないところだというふうに思います。その評価もしかりだと思うんですけども。そういった意味では、比較することができないということで申し上げたつもりです。

そして後段の、選挙で当選する人数を少なくすることによって、競争というのは起きないのではないかなという御発言がありました。こちらに関しては、24人から22人になれば、それは当然、得票数というものは今よりボーダーが上がることになります。ということは何かと申し上げれば、特定の今まで以上の方々の市民の声を酌んだり聞いたりしていくことが必要になってくるということですね。定数がふえればふえるほど、得票数が少なくても当選するということは、それだけ自分の聞く声だったり、その方に寄り添うというのは、また別なのかもわかりませんが、さまざまな意見に耳を傾け、市政に反映していくという点では、少なくとも支援をいただいて当選することができるということですから、これは客観的に考えれば、より広域的に、また多角的な活動だったり知見が必要になってくるということでもありますから、ここに対するハードルだったり個人の努力は必然的に高く、研さんをより積んでいくほかにないだろうというふうに思っております。

43 ○3番(岡部宏章君) 1つ目の、議員、議会全体も含めて、議員の行政のチェック機能という点については、活動量というものを客観的にはかれないからお答えが難しいという御答弁でしたけれども、そういうことであれば、提案されている皆様の定数を削減することで、より切磋琢磨することになるということも量的にはかれないものじゃないかなということも思わざるを得ないということは申し上げておきたいと思います。

それから、今、選挙について、議員の定数を少なくするほど当選するのに得票数が多くなければならないという御答弁だと思いますけれども、むしろ議員定数ではなくて、立候補する方の人数によって、当選するために必要な得票数というのは変わってくるんじゃないかなというふうに思うんです。その辺、ちょっと認識が違うんじゃないかなということも考えるんですが、いかがでしょうか。

44 ○23 番(尾澤しゅう君) 今、岡部議員がおっしゃったことは、あくまで仮定でありまして、候補者数を多くするとか減らすというのは、それは本当にあけてみないとわからないことでもありますから、そこで多ければ、少なければというところの、余りこれ以上、どうなるかというところの実際の数値というか、次回の選挙であれば、それはやってみないと、いささか最終的な答えというのは出ないところです。ただ、一般的な傾向としては、私が先ほど申し上げたような状況にあるのではないかとということで申し上げておりますので、次の選挙に何人、あるいは候補者がいるかないかというのは、これは我々のところでどうこう言う立場には私たちとしてはないんじゃないかというふうに思っております。

45 ○3番(岡部宏章君) じゃあ、私はこれで一旦終わりにしたいと思っておりますけれども、今おっしゃっている、定数が減ることになれば、当選するために必要な得票要件がふえることになる。それだけ多くの方の声を反映しないといけなくなるからいいことだという御答弁だと思っておりますけれども、私は違う捉え方も可能ではないかと思っております、やはり私、先ほども申し上げましたけれども、定数を削減することによって、立候補する方の人数も減るという可能性もあるわけで、そうすると、選挙に当たっての市民の方々の選択肢も減ってしまうという見方もできるわけですし、結果的に候補者数が何人になるかにかかわらず、当選するのは22人という、2人、現状より減るわけですから、その分、市民の方の選択肢は減ってしまうということは言えるんじゃないかと、そういう視点も必要ではないかということをお願いして、私は一旦終わりにしたいと思っております。

46 ○5番(丸山哲平君) 一旦、整理も含めて一言申し上げさせていただければと思います。

先ほど来、活動量というお話がございました。やはり仕事というものを考える上で、当然、量というものがありますが、これに掛けるところの質だと思います。単純に時間だけが多ければよい仕事になるのかといえ、そういうことではなく、質的な、また工夫等も含めてですけれども、そういったものが伴って、その仕事のアウトプット、我々がやるべきチェック機能、こうしたものが満たせると。

先ほど来、我々は今回の議員の適正化、このことを通して質の向上といったことを、切磋琢磨という表現も使いましたが、行えるということですので、御懸念の部分ですね。確かに人数的には、絶対数が24人から22人になるということで、24時間、この1日に与えられた時間ということで見れば、2人分の時間は減るということですが、やはりこうした外的な環境、より切磋琢磨を生む外的な環境というものをつくることで、我々の考え方としては、これまでもそうであったと思っておりますし、今後のところでも質的な向上が図られ、結果として、我々に求められる職務というものは十分に果たし得るのではないかと考えております。

また、立候補のところは、確かにそれは選挙のタイミングになってみないと、何人の方が立候補されるのか、これはわからない。毎回の選挙ごとに、人数というものは、現段階では申し上げることは当然できないんですけれども、当然に、そういった24人から22人ということで、絶対的な人数、枠というものが狭まる中で、立候補するに臨むに当たっても、相応のそういった方々というものの、我々もそれに見合うように努力をするということもあろうかと思いますが、そういったことで、質的にも、選挙の質、より切磋琢磨をする、こうしたものが生まれてくるのではないかと考えておりますので、我々としては問題はないというように理解しております。

47 ○3番(岡部宏章君) じゃあ、これで本当に終わりにしますけれども、今、活動量というところでお聞きをして、今の御答弁、量だけの問題ではないと、質的なことも向上していくというようなお答えだったわけですが、そういう点でいえば、今の丸山議員の御答弁の中で、議員削減によって量的な活動量は減るということをおっしゃっていると、そういう点は確認をしたいと思います。

48 ○17番(本橋たくみ君) あくまでも本会議即決ということですので、端的に幾つかお伺いをさせていただきたいと思います。

先ほど来、議論がいろいろありますけれども、私も賛成者として名前を連ねている立場として、賛成の立場から少しお伺いをさせていただきたいと思います。

やはり、現在出されている資料もありますとおり、この議員定数の問題というのは、各議会が、そして各議員がそれぞれこの適正化について永遠に考えていかなければならないテーマなんだろうと思いますし、また、努力も不断にしていかなければならないだろうというふうに私自身考えているわけでありまして、先ほど来、御答弁にもありましたけれども、多種多様な意見を取り入れたりですとか、また行政へのチェック機能を果たしていくというのは、やはりそれぞれの定数の中で、そして、それぞれの議員がしっかりと努力をしていくと。必要最小限の人数で、やはり努力をしていくことが、より必要なだろうというふうに考えているところでございます。

私から端的にお伺いをさせていただきたいんですけれども、私も議員活動をさせていただいて約8年弱たつわけでございますけれども、私の肌感覚とすると、やはり市民から聞かれる、意見を言われる声とすると、やはり国分寺市議会の定数というのは多いんじゃないかといった御意見をお伺いをする機会があるわけでありまして、一方で、その方に聞き返してみますと、その人数は何人ですかと聞くと、余りわかっていなかったりする状況があって、今、実は24人なんですよといった話をすると、肌感覚として、市民の方々からも、やはり多いんじゃないかといった意見を耳にする機会があるわけでございますけれども、そのあたりの市民の声について、何か客観的な市の資料ですとか情報として持ち合わせていれば、お聞かせさせていただきたいと思います。

49 ○15番(さの久美子君) 今、客観的な資料ということで御質疑いただいております。皆さんがお持ちの、例えば、平成27年8月に国分寺市から出されております国分寺市市民意向調査報告書、こういうものがございます。これは市内の3,000名の方を無作為抽出で、国分寺市全域に、国分寺市在住の満18歳以上の男女の方にお送りをしています。回答が100%来るわけではございません。有効回収数が1,200名、有効回収率が40%でございました。ただ、無作為でこれを出しております。そういった中で、市の課題であるとか、住みやすさであるとか、それから環境、財政の問題、市民生活、市民参加、さまざまな角度で皆さんから御回答いただいた中に、筆記というか、文章で皆さんに御意見を書いていただく欄がございます。この中に議会の定数はどうかという質問はありません。しかし、財政が厳しければ、そこは市議会の給与であるとか人員削減をしていくべきではないかとか、こういった御意見が、これを見たときに余りにも多いのに、これが隠れたところの市民の声であると、こういったものは、この報告書が出てきたときに、私どもは認識しております。

50 ○議長(木村 徳君) 済みません。ちょっと御発言の前に、先ほど私のほうで本橋議員を御指名したんですけれども、今、急ぎ確認をしたんですけれども、一応、解釈上、賛成者に関しては十二分に議案提案の内容について承知をしているという前提なので、質問に立つことはなじまないというですね。これは法解釈というよりも、一応、そういう専門書の見解として述べられていることなので、直ちに法に触れるということではないんですが、ちょっとなじまないという見解が示されている専門書もございますので、その旨を御承知おきをいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

ただ、今、質疑を一旦、私のほうで御指名しておりますので、再度挙手もありますので、ここは発言を認めたいと思いますので、今後についての運用については、ちょっと御注意をいただければということを一言申し添えておきたいと思います。

51 ○17番(本橋たくみ君) わかりました。そういうことで、いろいろ専門書等の解釈もある中で、賛成者はなかなか質疑が難しいということでございましたので、これで終わらせていただきます。

やはり市民の中からも、そういった議会に対する財政面での改革、また人数面での改革というのが、時代の流れとして市民の中から求められているというのは、私自身も活動をしていて実感するところでもございますし、また、市民の視点から考えますと、より人数が少ないほうが、市民からチェック機能を果たすという部分では、より少ない人数でより効果的な議会運営をしていくほうが、より私自身重要だと考えておりますので、しっかりと、この2人削減を果たしていく中で、今後も議員一人一人が多種多様な意見を取り入れて、そして一人一人が不断の努力をしていながらチェックをしていくことが重要だろうということを申し添えていただきます。

52 ○9番(幸野おさむ君) 国分寺市市民意向調査報告書、平成27年8月の資料なんですけど、私も見させていただきました。ちなみに、さの議員から御答弁がありましたけれども、市議会議員の定数を減らすべきだとか、多いんじゃないかという御意見というのは、何件ぐらい出ていたかというのは、数えてらっしゃるでしょうか。

53 ○15番(さの久美子君) すいません。細かくは、10件以上はございました。ただ、それが多いか少ないかという質問になるかなと思ったりはしますが、無作為で抽出された3,000名の方が、例えば、アンケートを書くのに、丸をつけるだけで終わるものを、こうやって筆記をされるということは、自分の思いを伝えたいということの意味を酌み取って、こういう声も必要だというふうに判断しております。

54 ○9番(幸野おさむ君) 恐らく、これ89ページ、90ページ、91ページの間7のところについてのところで行われているのかなと思うんですけども、その中で自由記述で書かれた意見は100件ございまして、議員の数が多いんじゃないかとか減らすべきだという意見は17件ですね。100分の17という形が1つ出てきて、それは数で見れば多いように見えると思うんですが、この間7の問い方が、こういう問い方なんです。国分寺市の財政は厳しい状況にあり、収入をふやすための努力や経費削減のための業務の見直しを進めていますと、あなたはこうした行政改革の取り組みの中で、特にどのような分野に力を入れるべきとお考えですかという問いなんです。つまり、国

分寺市の財政は厳しいということを行った上で、収入をふやす、あるいは経費削減のために何をすべきかという中で、100件の御意見の中で17件あったということなんです。冒頭ありましたけれども、3,000名にお配りをして、そのうち回収数が1,200名ですから、そのことからいって、この御意見が本当に多いかどうかというのは、いろいろな見方があるかなと。それも肌感覚ということになるのかもしれないですけども、その見方というのは、いろいろあるかな。一方で、これは平成27年8月ですから、今の国分寺市の財政状況とは、かなり基金の額だとか、財政規模なんかも含めてなんですけど、変わってるんじゃないかなということも私なんか思うんですけど、その辺についてはどういうふうにお考えでしょうか。

55 ○15番(さの久美子君) 先ほどのページのところは財政問題というお答えでありましたが、例えば、その後も、こういった市政に対する御意見・御要望、106ページから25番というものがございまして。この中にも、1割とは申しませんが、市政全般に対する御意見の中に、やはり市議会議員の定数というものもございまして。115ページにおいては、この財政の問題から1人の方が御意見をされております。市議会議員について定数削減、給与の見直しを断行すれば財政がよくなると思います。議会にかけるとなると、みずからの首を絞めるということで難しいのかもしれませんが、住民による選挙などで判断するなど、断行するための方法については知恵を絞っていただきたい。こういった御意見もいただいております。これは市政全般に対する御意見だと思っておりますので、先ほどの財政の部分は、幸野議員がおっしゃっているように、この当時よりは上向している部分はございます。ただ、財政も、この一年二年だけで見ていいのか、今後、市がこれから予算特別委員会等で財政フレームの問題も論じておりますが、扶助費の増加、これから公共施設等の再構築をしていく部分、マネジメントの部分でも、市の財政というのは、これからもっともっと大きく出ていく部分がございますので、これは不確実なものであります。そういったものを受けて、これは1つのデータでございます。これが全てというふうな判断をしたわけではございませんが、私たちが直接触れていない市民の方が、アンケート答えても答えなくてもいい方があえてお書きになるということは、ここのことは自分の意思を伝えたいという、そういった意思のあらわれだというふうにとめております。

56 ○9番(幸野おさむ君) 関連なので、これで終わりますが、今、さの議員から御回答があった、この市政に対する御意見・御要望、106ページから書いてあるところなんですけど、これは全部、その前段の質問なんかと同じ方が回答されているという場合もあります。同じ方が回答しているかどうかというのは、ここからはわかりませんがね。わからないけれども、財政のところでもそういうことを書いて、市政のことでも書いたということもあるかもしれないし、今、いみじくも、さの議員の発言の中で、住民による選挙で、議員の定数なんかも含めて判断したほうがいいんじゃないかと、自分たちじゃ難しいからというふうな声なんかも、そこに寄せられていたということも述べておきたいと思います。最後、さの議員が言われていた公共施設マネジメントや予算のことだとか財政の状況なんかというのは、チェックすることが不可欠だと私は思っていて、そこを議会としての能力がどうあるべきなのかというのが、今、多分、議論されているところだと思いますので、私自身は、そういう意味でいえば、今、本当に、その財政規模等々、これも後でちょっとお伺いしますが、膨らんだりとか、人口がふえたりとか、さまざまな課題やテーマがふえている中で、果たして議員の数を減

らしていくというのが、チェック機能だとか、あるいは政策提言というところにどんな影響を与えてくるのかなというのを伺いたいなというふうに思っております。関連質疑なんで、ここで一旦終わりたいと思います。

57 ○14 番(星いつろう君) 何点かお聞きしたいことはあるんですけども、まず、先ほど幸野議員に対して丸山議員が財政の関係で答えたことで、これはデータの確認なんですけど、議員1人当たりを減らすと1,000万円っておっしゃっていたじゃないですか。私、850万円ぐらいだと思っていたもんで、その内訳教えていただけますか。

58 ○5番(丸山哲平君) こちちは平成30年度の予算からの算出になりますが、報酬が564万円、期末手当が234万600円、共済費が216万7,480円で、政務活動費が24万円の合計ということで、こちらは確認をしております。

59 ○14 番(星いつろう君) 共済費というのは何でしょうか。

60 ○5番(丸山哲平君) 正確な答弁をさせていただきたいので、少しお時間いただけますでしょうか。

61 ○議長(木村 徳君) そうでしたら、一定時間たっておりますので、10分程度休憩いたします。

午後4時06分休憩

午後4時26分再開

62 ○議長(木村 徳君) 会議を再開いたします。
休憩前の答弁からということで、丸山議員。

63 ○5番(丸山哲平君) お時間をいただきましてありがとうございました。

先ほど星議員から御質疑いただきました共済費について確認をさせていただきました。この共済費の内容については、以前存在しておりました地方議会議員の年金制度が廃止になった後に、市議会議員共済会というものがございまして、こちらは給付等を行うための機関なんですけど、これに対して、全国の自治体の議員の人数に応じて、負担拠出額というものが求められております。そのため、これは平成30年度の予算から、我々の国分寺市においては1人当たり216万7,480円、このうち内訳としては、共済会事務費負担金の1万3,000円と共済給付費負担金で215万4,480円、この金額が1人当たりにかけているということでございます。先ほどの説明では、これが2人、仮に適正化で減少した場合には、合計をすると1人当たりで1,000万超、年間2人で見れば、年間で2,000万超のそういった効果もあるということでお答えをさせていただきました。

64 ○14 番(星いつろう君) 詳細な説明ありがとうございました。制度についてよくわかりました。それで、2人減らせば4年間で8,000万円ということですね。

ただ、財政削減がメインの理由ではないということもさっきおっしゃっておられました。また、理由の一つとしましては、先ほど資料で作成いただきました類似団体の表で21.83人という数字、これは人口や産業、首都圏の類似団体を集めて計算してみたら21.83人になったということで、22人が適正ではないかといった御意見でありましたけれども、目的はほかの自治体に横並びということなんでしょうか。

65 ○23 番(尾澤しゅう君) 横並びということではなくて、今、この国分寺市において何が適正な議員定数なのかといったときに、他市に対しても比較をしてみて、我々としての一つの判断材料として提示させていただいているということでございます。

66 ○14 番(星いつろう君) どういうまちづくり、どういう市議会を目指すから何人だというふうに考えるということだと思うので、これは先ほどからもおっしゃっているとおり、一つの参考値にしたということですよ。

それで、こういった意見をお伺いしたんですが、どのようにお考えなのかお聞きしたいんですけども、私、全員協議会的时候も申し上げましたが、7人の市民の方に定数削減ということをどう思いますかというのを聞いて、具体的にいろんな反応はいただいているんですが、その中で市議会議員1人当たりの人口がふえればふえるほど、自分たちの声を伝える機会が市民にとって制限されてしまうんじゃないかという御意見をいただきました。

それでちょっと数字を調べてみたところ、例えば平成18年度、2006年に26人から24人に減らすという条例改正がされましたが、そのときは議員1人当たり4,380人でした。それが今は24人です。先ほども出していただいたように5,070人ですよ、今は。これを22人にすると5,530人ということになっていきます。ですから、平成18年からすると、26人から24人になったときは690人減って、今度は24人から22人にすると1人当たり460人減る。1人当たりの市民に接する機会が減ってってしまうということを懸念する声を実際に聞いてきたんですけども、こういった市民の御意見というのはどのように捉えられるでしょうか。

67 ○23 番(尾澤しゅう君) そこはこれまでの答弁の中で触れているところではあるんですけども、議員が市民の目に触れるという部分では、より少なくなることによって、ただただ減少することではないと考えております。逆に言うと、ふやせばふやすほど市民の声が行政に反映をされていくのかというと、その担保はありません。

極論を言えば、市民の一人一人の声をしっかりと議会や行政に反映させていくという意味では、全員が議員となる以外ほかなくて、我々は個人のフィルターをしっかりと、多角的な知見を磨いていき、今、星議員は私どもが出した資料の中の市民1人当たりの議員の数というところでの数字、それが市民と我々議員が接触する数そのものとイコールということで質疑いただいているかと思うんですけども、我々としては市民と接する数イコールこの数字だということで認識して提出はしていないので、繰り返しの答弁になりますけれども、むしろ一人一人の質が向上することによって、しっかりと市民の方々の声を届けるような議員によりなっていくために御提案させていただいていると思っております。

68 ○14 番(星いつろう君) 私は客観的な数字で見て、可能性としては減っていくというふうに思っています。

もう一つ、市民からいただいた御意見ですけれども、日本全体の中で人口減少が進んで悩んでいるときに、国分寺市は人口がふえている。なぜそんなときに議員定数を減らすのかという質問をいただきました。先ほどもあったように平成 18 年、2006 年ですと、11 万 3,894 人の人口がありました。平成 30 年 1 月 1 日現在ですと 12 万 1,673 人、資料でお示しいただいておりで、6.8%増、7,779 人増ということになっておりますが、このあたりの市民の御意見はどのようにお考えになるでしょうか。

69 ○5 番(丸山哲平君) 確かに人口は増加をしている状況でございますが、これもあくまで試算ということでございますが、今回、御提示をさせていただいた資料に基づいて申し上げれば、仮に人口が今後も順調にふえ、かつほかの自治体を含め、定数が全く変わっていないという状況であっても、我々が 12 万 5,000 人になった場合に 22.43 人ということで、今回、我々が提示をさせていただいた数字は、ほかの自治体と我々の基準での比較では決して少ない人数にはならないということで、我々は矛盾がないと考えています。

さらに申し上げれば、今、星議員がおっしゃられた今後の人口増加がさらに大きくなった場合どうであるかということですが、尾澤議員が先ほど提案理由で申し上げたんですが、我々が今回、提案をしたきっかけといいますか、動機の一つに 10 年以上議員定数の見直しが行われてこなかったということがあります。これは当然タイミングというものがございまして、常にこういった議員の定数というものに対しては問題意識を持って、そのときの最適正な人数とは何人かということをお問う必要があると考えていますので、仮に今は我々はこの前提に立って、またこうした考えに基づいてこの人数を提案させていただいておりますが、仮に人口が 13 万、14 万、15 万と、それはなかなか時間もかかること、かつ読めないことではございますが、その際にはまさにそれを不断に考えて、その際の適正な人数というものをみんなで提案していくということをもって担保できると考えております。

70 ○14 番(星いつろう君) 例えば財政問題も、先ほど 8,000 万円の削減につながるということをおっしゃっていましたが、それはメインではないとおっしゃったじゃないですか。あと、人数の問題も一つの参考数値であるとおっしゃっていて、根拠がこれは参考値の一つであるという御説明なので、実はちょっと質疑がやりにくいという思いがあります。これだというのが示されない。ただ1つこれだと言われているのは切磋琢磨、減れば切磋琢磨するというのは確実に行われると。そこは先ほどからの質疑にあるとおり、捉え方が違うというのは先ほどから立場によって明らかになっていると思っています。

それで私、7人しか市民の声を聞いてないんですけれども、その中でお聞きしたのは、必ずしも議員削減には反対ではないという人もいます。議員削減というものは考えられると。ただ、私が全員協議会でもお聞きしまして、きょうもお聞きしています理由を伝えると、それは根拠にはならないよねという声が7人全員だったんです。私がどういう人と接したかというのは置いて、7人全員だったんです。ですから、そのお聞きしたことを理由に話したんですけれども、それを説得す

ることは、私、説得するつもりはなかったんですけれども、そういうことがありましたので、そこには今回、疑問を持っているということを発言させていただきまして、一旦質疑を終わります。

71 ○13 番(だて淳一郎君) 関連なので端的に伺います。

今、星議員から一連の理由についてのところも含めて御質疑があり、その部分に関連してくるんですが、先ほどの選挙においてのボーダーラインという話もちろんありました。それは投票率の問題も当然出てきますから、その辺も加味して考えなきゃいけない部分もあると思うんですが、なぜ投票率が高くないかといえば、国民の、これは主には国政のほうが発信源だと思いますが、政治に対する不信感というものは否めないと思っております。その政治の不信に対して国民も議会改革を求めている、議員の特権を廃止したりとか、今回の議員の定数削減、また、報酬の削減といったものを考えてほしいという声につながっているんだろうというふうに私は思っております、今回、御提案された皆さんとして、政治に対する不信感というものについてどのように捉えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

72 ○23 番(尾澤しゅう君) 御質疑ありがとうございます。一定、我々としては、国政における政治とは分けて提案をさせていただいているところではあるんですが、とはいえ、政治という部分では、この市議会においても例外ではないと思っております。この国分寺市の市議会議員においての政治不信というところに関しても、間違いなくゼロではないんだろうと思っております。

何が言いたいかといいますと、我々はそういう現状があるかないか、またこれから訪れるかもわからない中で我々がやっていくべきことというのは、こういった議会改革の中でしっかりと我々自身が定数とか、こういったものに対して向き合って考えて、より市民の方が御納得いただけるような定数のあり方というものを不断に研究し、提案をしていくということで、今、だて議員からおっしゃっていただいたようなところに少し沿うような答弁になるのかなと思います。

73 ○13 番(だて淳一郎君) 私は、今まさにおっしゃったところが、議員定数削減に向けた大きな理由の一つじゃないかと思えます。市民の声というものを理解して、それに対して議会側が身を切る改革を断行していく。これは選挙だけを考えれば非常に厳しい状況になるというのは、どこの党派も含めて、提案されていらっしゃる自民党、公明党の皆さんも含めてリスクな話である中で、これを提案するという事は非常に難しいことでもあり、決断であると思っております。

そういった中で、それを理由としてこれまで上げてこられてないというのも私は疑問だったものですから、今こういった形で御質疑をさせていただいたわけでございますけれども、今、尾澤議員からそういった形でお答えがあったということは理解をした上で、皆さん方としては議員定数の削減が国分寺市民の政治に対する不信感・不安感、そういったものを信頼を回復するための一つの手段として、その一つの側面も持った中で御提案をされているのか否か、そこを確認させていただきたいんですがいかがでしょうか。

74 ○23 番(尾澤しゅう君) 御指摘いただきました点におきましては、明確に国分寺市議会議員の皆様に対する政治的な不信が市民の方に蔓延しているということではないということではあるん

ですが、今、だて議員がおっしゃった側面というのがあるということは答弁させていただきたいと思
います。

75 ○13 番(だて淳一郎君) 私も別にこの中に何かあってどうのこうのという話ではなくて、一般
論としては、議会改革とセットになる一つの事象としては、定数削減というのも効果的なところとし
て見る方もいるし、そうじゃないと思われる方もいるというのも事実でありますので、そういったと
ころを今御答弁いただいた中で御検討いただいているというところは、理由の一つなのかなと私は
確認をさせていただきました。

76 ○1 番(高瀬かおる君) 今のにちょっと関連するところでありますけれども、議会改革の中の
一つとしての議員定数の削減だということだと思えます。

先ほど議員定数削減を求める声があるということで、市民意向調査、報告書のほうから御答弁を
いただいたところです。この中の自由記入のところに、そういった議員定数を削減すべきだという
市民の御意見があると。ということは、そこは議会への不信感だったり不満だったり、ちょっとそう
いったマイナスのイメージがあって、こういった形にあらわれるのではないかと思うんですが、先ほ
どの御答弁の中では、そういったことはあるのかないかというところははっきり示されていなかった
ように思えます。意向調査の中にあらわれている議員定数を削減すべきだとか、報酬を削減す
べきだという声の裏にある市民の方の御意向をどのように捉えていらっしゃるかというのを確認さ
せていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

77 ○15 番(さの久美子君) これは一つのデータで、この報告書が全てで私たちは提案をさせて
いただいたというわけではないことを大前提でお話をさせていただきます。

先ほども申し上げたように、幸野議員からの御質疑であれば何項目があるかと。こういう御質疑
もございました。では、これが大半を占めている意見かというわけでもありません。少数意見かもし
れませんが、全体からいくと。ただ、まちへ出てお一人一人に、議員定数削減いかがですかとい
ったお声の聞き方ではなくて、それを問われたことではない設問の中でもこういったことを感じてい
ると。だから、それが全て政治不信であるとか、そういったことよりも、先日の全員協議会の中で議員
の行動が見えないといったお声もありました。

そのためにいろんな形で議会基本条例をつくってやっている自治体もありますし、自治体さまざ
まだと思います。私たちはどなたがおっしゃっているかわからないですから、これも一つの声であ
る。だから、身近でお聞きする市民の声も一つの声ですし、これも私たちはどなたが書いたかわか
らないけれども、こういったことをお考えになっている方がいらっしゃる。ということは、私たちはそ
れを真摯に受けとめる。また、これが全てではないということだけは申し上げておきたい。

それから、こういった御意見を踏まえて、この定数に関しては私たち自身しか決められないとい
うことが大前提です。行政から提案をしていただくわけでもございません。その市民の声を受けて、
私たちがその声をどう反映していくかということを考えた上で、さまざまなデータも提示させてい
ただきました。そういったことを踏まえて、やはりここは適正な数字に正していくべきではないかとい
うことで、今回提案をさせていただきました。

78 ○1番(高瀬かおる君) 今おっしゃっていただいたように、全てのデータではないというのはそのとおりだと思っております。ただ、その裏にある市民からの声というものは真摯に受けとめると今御答弁があったように、私もそのとおりだと思っているところです。

そこを前提として、恐らく一定程度一致はできると思うんですけれども、今回の議案の定数削減に至るに当たって、議会改革の一つといえども、今おっしゃっていたような見えないところ、議会でも何やっているかわからないという声は実は私もいただくところなんです、そういったものをさらに市民の方に御理解いただいたり、知っていただくというのも一つ議会改革、あるいは本当に少子、超高齢社会にこれからなまってまいりますし、地域の問題なども多様化していく中で、どれだけ市民の方の声を反映できるかといったら、議会の中で市民参加を進めていくとか、それも議会改革の一つだと思っています。

そういった総合的な議会改革を判断する中で、議員定数の削減というものができるよねということでの結論の導き方であったならば、非常にわかりやすいんですけれども、その前提になるところ、どういふ議会をこれから目指すのか、あるいはこの議会改革によってどんな市民の暮らしを私たちは一緒につくっていくのかということがないと、ここだけの提案だと理解が進まないというのが、実は私たち生活者ネットワークの今のところの状況です。ですので、そのあたりの考え方などをお示しいただけたら、ぜひお聞きしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

79 ○23番(尾澤しゅう君) 御質疑ありがとうございます。私どもといたしましては、議会の今後のあり方もしくは改革の仕方というところでは、今回の提案におきましては定数によって、言ってみれば情報公開だったり、そういった部分の前段となる枠組み、議会としての枠というのは議員側は定数であります。定数が多いか少ないかによって、高瀬議員がおっしゃった議会改革、例えば情報公開のあり方というところは変わっていかないだろうというところで、大きな枠組み、定数というところで提案させていただいていますから、逆に言えば、24人であっても、22人であってもやるべき改革はしていくべきだという立場であります。

80 ○1番(高瀬かおる君) 24人でも22人でも、あるいは26人でも議会改革を進めるべきというのは、そのとおりだと思います。ただ、ちょっと先ほど御質疑したのは、議会改革をこれから進めるという全体の枠みたいなものも議論された中で今回の定数に至ったのか、あるいは先ほどの御答弁をお聞きしていると、恐らく定数削減がまずあって、これから考えていくということなのかなとちょっと思うんですけれども、そこだけ確認したいと思っております。

81 ○23番(尾澤しゅう君) どっちが先立つのかという部分では、全ての物事は同時並行的に考えなければいけないと私は思っています。あくまで定数は定数として考えて、これを議会改革の一環として御提案をさせていただいているということです。

82 ○7番(岩永康代君) 定数の考え方は何をもって適正と考えるかというところは、これまでさまざまな御意見もありましたし、その基準となるものをどこに軸を置くのかとか、何を基準に適正と考えるのかというのは、さまざまな捉え方であったり、考え方であったり、また日々の活動の中で取り組んでいることであったりということによっても、さまざま違ってくると思います。

そういう中で、国分寺市の中で適正な議員定数とは何人になるのかということを考えていくに当たっての一つの考え方として、ここの議案の提案理由の中にも社会の諸情勢という言葉もありますけれども、まずは今、社会的な状況の中で地方分権が進んできている。その中で自治体の権限であったり、役割や事務量というのも20年前、30年前に比べると非常にふえてきている。そういうことは事実としてあると思います。

あわせて、それに伴って皆さん議員としても一般質問ですとか、さまざま委員会の中でも取り上げていらっしゃるように、またお感じになっていらっしゃるように、地域課題というのはさまざま複雑化・多様化していて、地方議会における役割というのが昔以上に非常に重要になっておりますし、さまざま求められてくるものも大きくなっているというのが、社会情勢の中の一つとしてあると思います。

その中で、今回、他市との基準ということで、比較を参考にする資料などもお出しいただいたわけですが、一方で、他市との基準だけではなくて、国分寺市の中でどのように見ていくのか。例えば人口の推移であったり、国分寺市としてどういう議会を目指していくのか、何をやっていくのかということも含めて、国分寺市ならではの現状とかさまざまな課題を考慮した上で考えていくことも、一方では判断していくに当たって必要なことではないかと思えます。

国分寺市の現状といいますと、人口がふえているということは数字を見ればわかりますし、またそれに伴って、昨日の文教子ども委員会でも教室不足ということで、子供たちの学校施設においてもいろいろな課題が出てきているということで、今、市独自の表出している課題もありますけれども、こういった市の現状、課題、情勢ということに関してはどのように捉えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

83 ○議長(木村 徳君) この際、議事の都合上、会議時間を延長いたします。

84 ○23番(尾澤しゅう君) 今、御質疑いただいた、似たような趣旨というのは、過日の議論でもいただいたというふうに私としては認識しているんですが、改めて御答弁させていただきたいと思っております。

定数の一定24人以上の人数をもって現状のチェック能力だったり、政策立案、また多様性という意見に対しての担保が、逆に言うと、このままだったらずっと続くというものではないと思っております。何度も言うように、それは議員の不断の努力、研さんによってさらに磨いていくものと、私どもが申し上げていて、さらなる外的要因において市民からの評価を得るという形での今回の提案なんですが、国分寺市政においての人口の推移だったり、今後の課題においてどうなんだというところにおいては、人口におきましては仮定の議論は今回はする気はなくて、現状の人口に対しての適正な議員定数は何人なのかというところで提案をさせていただいております。

これは先ほど丸山議員からも答弁させていただいているところではありますけれども、今後、国分寺市が12万5,000人、また13万人になっていくときに、改めてそれはまた我々のほうで必要最低限の人数でしっかり運営をしていけるような形を模索して、提案していくべきなんだろうと思っておりますので、これからふえていこう、だから今は他市との比較において国分寺市議会は多いけれども、まだ伸びしろがあるからそのままにしていこうではなくて、実際に人口の増加が起きたときに、改めてまた定数に対しては見直しを図っていけばいいのではないかと考えております。

ほかの諸課題においても、今後さまざまふえてくる自治体の業務が、私どもが提案の22人というものでは到底チェックできない、また対案が出せるような状況にないということであれば、そのときにまた定数についてはふやせばいいのではないかという議論をしていくべきであって、現状の政策課題であり、人口の対比という意味では、22人で問題なく議会の運営またはチェック能力、政策の立案等ができるのではないかと考えております。

85 ○7番(岩永康代君) 現状で変えていく必要があるということで、今回は減らしていくという御提案なんですけれども、今は多いということが、数字だけの議論になってしまっているような気もしないでもないんですけれども、例えば首長の権限に対して議会がチェックをしていくという役割自体を考えたときに、22人よりも24人のほうが、人数としてはチェックをしていく目というのは多くあるわけですし、その機会も担保されるということでは、市民の代弁者である議員の人数の削減というのは、市民の権利の縮小ということにつながってしまうのではないかと危惧をしております。

もう少し具体的に申し上げますと、市民の意見を市政に反映していくということでは、議員の一人一人が信条であったり、政策であったり、活動の分野であったり、異なる多様性という、それぞれの活動の中から市政への課題解決に向けた提案をしていく、発言をしていくということで、より多くの市民の意向を反映していくことになるのではないかと思います。男女間の違いであったり、世代間の違いであったり、さまざまな多様性という観点からはどのようにお考えでしょうか。

86 ○23番(尾澤しゅう君) 岩永議員が一定危惧するところが全くわからないわけではないのですが、そのような立場であると、議員定数というのはどんどんふやしていくべきだろうという提案に変わっていくんだらうと考えております。これは私どもとしては一般市民の皆様には到底理解が得られるものではなくて、我々がしっかりと議員定数を減らしながら質を向上していくことこそが、より市民の皆様の利益になっていくんだらうと考えております。

また、例えば性別、年齢、職業、さまざまな観点から多様性というのは重要だというお話でありますけれども、それも選挙によって市民が、今この定数の中でどのような議員が必要なのか、それは満遍なくなのか、もしくはその時代に合わせて女性のほうがいいと思えば、女性の方が当選していきだらうと思えますし、若い議員がいい、もう少し経験を積んだ議員がいいというのであれば、そういったところに支持が集まったりするのだらうと考えておりますので、この場の私どもの立場の中で、性別、年齢、職業というところで多様性をどう担保していくかという議論は余りなじまないと考えております。

87 ○7番(岩永康代君) 多様性というところでそれをどう担保していくかという考え方も、またそれぞれのお考えもあるのかと思います。一方で、議員をふやしていくというお話も今ありましたけれども、財政的にもし許すのであれば、多いほうがいいのではないかと私たちは考えるところがあります。

ただ、かといって、財政的に無制限にということも難しいと思っておりますので、そこは、例えば今の定数のままで議員報酬のあり方を見直すということで、定数を変えずに議会改革の観点も含めて、議員みずから身を切っていくという検討であったり、考え方というもの一つあると思っておりますけれども、今回、市民意向調査の中も議員定数という形だけではなくて、財政面のところでいただいた御意

見の中では、それとあわせて議員報酬というところに多く触れられていたところもありますので、そこも一体不可分というか、あわせて考えていくことも一つの課題としてあるのではないかと思うんですが、この点についてのお考え、または検討されたのか、その点についてお聞かせください。

88 ○23 番(尾澤しゅう君) まず、大前提として、私どもは財政問題の観点から議員定数の適正化ということで、22 人にしたいということは申し上げておりません。あくまで、22 人にしたならば、そういう側面が出てくるということで御答弁をさせていただいているということ、まず冒頭申し上げたいと思います。

また、財政が許せば、議員定数をふやしていくということであれば、なおさら報酬を下げて、議員をふやすという提案もできるかと思っておりますので、それはそれで、岩永議員としてそういう考えをお持ちであれば、また御提案をいただければ慎重審議をして、みんなでどうするかということを考えていけばいいと思います。御意見としては賜りたいと思いますが、我々としてはちょっと違う考えを持っている、それで今回この提案をさせていただいているということでございますので、慎重審議、引き続きよろしく申し上げます。

89 ○議長(木村 徳君) 報酬のことは一体不可分とおっしゃいましたけれども、議員報酬の条例は別になりますので、別の条例にかかわる議論はお控えいただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

90 ○20 番(皆川りうこ君) 本日の議案にかかわって、提案者のほうから昭和 39 年からの議員定数の御説明がありました。その中で、昭和 39 年、昭和 41 年、平成 2 年、平成 14 年、平成 18 年ということで人数も示されました。私、考えてみますというか、考えなくても事実としてなんですが、平成 14 年のときと平成 18 年のときの議員定数の削減にかかわって議決をした立場であります。私自身、削減に賛成も反対もしたという経緯があるということは、まずお伝えしておきます。という意味では是々非々で、この件に関してはそのとき、そのときで自分なりに判断したということだけは申し添えます。

ちなみに、平成 14 年のときは、その前の 28 人から 26 人に変えるまでに間が 12 年あったということです。これについては私は賛成した立場なんですけれども、細かい話は置いておいたとしても、その後の 4 年後に、私からするとなし崩し的にまた 2 減するという提案があったときは反対をしております。

今回は平成 18 年から 10 年以上経過した中で、私も定数のことを改めて考えてこなかったのが、今回、自分なりに考える機会を自分にも引き寄せて、本当に自分のこととしてこれは考えたということは申し上げます。

提案するまでの間、多くの皆さんもおっしゃったように、具体的な議案提案をされてからの議運での経過もありますし、きょうを迎えたということでは、正直言って、時間は少なかったという思いがあります。ただ、思えば、私自身は 10 年以上ちゃんとこの問題に向き合ってこなかったという部分もあるので、慎重に判断をしていきたいと思っています。

そこで 1 つお聞きしたいんですけれども、これまでとは全然違う観点の質疑をさせていただくんですが、5 月に政治分野における男女共同参画推進法という法律が施行されております。岩永議員

も少し触れていましたが、多様な方が議会に参画する、議員として議会を構成していただきたいというのはだれもが思うことであると思います。その一つに、政策の立案ですとか決定に男女の参画を促すための法律であり、家庭生活と議員生活の両立を基本原則とすることですとか、そのために国や地方自治体などの責務を定めた法律です。特に政党などに、選挙での男女の候補数をできる限り均等にするなどの努力義務を課している法律です。あえて言わせていただきました。

そのような法律ではありますけれども、議会としても当然、女性が立候補しやすいような環境整備も必要なのかなと思っております。そういう意味では、国分寺市議会会議規則の第89条の欠席の理由というところで、それまでは議員が欠席する場合は事故のためという文言でしたが、出産ということも文言としては規定されました。ということは、出産については人それぞれ、公にどうのこうの言うものではありませんけれども、妊娠している方でも政策決定の場に参画できるという一つの規則改正というのは大きな進歩だと思います。これは別に国分寺市だけではなくて、全国的にも行ったわけですが、この第89条一つをとっても、そのように環境を整えるという部分では、今後さらに進めていかなければならない課題なのではないかと思っています。

よく言われるのは、定数が削減されることによって間口が狭くなって立候補しづらいんじゃないかという思いもあるんですが、ただ一方、今申し上げましたように、さまざまな視点から環境を整えていくことも取り組む必要があるかと思うんですが、それについて何かお考えがありましたら、お聞かせいただければと思います。いかがでしょうか。

91 ○23 番(尾澤しゅう君) 立候補する方に対して、どのように優遇をしていくかという趣旨で私は答弁しないところではありますけれども、今、皆川議員がおっしゃった、この議会において性別、さまざまな職業、またはバックボーンを持った方々がいらっしゃる。今もいらっしゃると思っております。それをどのような立場の方でも議会運営の中でできる限り支障のない形で受け入れて、活発な議論ができたり、政策の提案ができるような議会というものは、基本的に私個人としては目指すべきだと思っています。つきましては、議案提案としての理由のひもづけというところではないのかなと思いますので、それだけはお伝えしたいと思います。

92 ○20 番(皆川りうこ君) たまたまといいますか、5月にこういう法律が制定されたものですから、環境を整えるということも考えていく必要がある。それは削減しようがしまいが、やるべきことだということで事例として申し上げました。一方では、障害者差別解消法という法律も既に2年前に施行されていますし、合理的配慮というのも議会として考えなければならない視点だということは申し添えておきます。

そういう環境があることによって、国分寺市議会というか、議員に挑戦しようと思う人がもしかしたら出てくるかもしれないし、そういう部分は削減しようと思うならなおさら、御提案者においてはその視点も考えていただきたいという思いで申し上げました。ただ、もちろん今、否定するものではないということでしたので、さらにそういう御努力も取り組んでいただきたいということで申し上げましたので、もし加えて御答弁等があればいただければと思いますが、いかがですか。

93 ○23 番(尾澤しゅう君) 我々の提案と密接に絡んでいる内容かという、少し隔てられるところなのかなということは感じておりますが、個人的には皆川議員がおっしゃっていることに対しては

一定以上理解を示すもので、障害を持った方でも当選したからにはしっかりと議会活動ができるような形というのは、今はないわけで、改選後にしっかりとそのメンバーでそのようなことに対してどうするかというのを議論していくべきなのかなと思っています。

94 ○議長(木村 徳君) 障害がある方とか性別などの多様性のことというのは、恐らく定数の削減とは関係なくやるべきことなのかなと思っています。あくまでも今は議員定数削減の案に対しての質疑ということですので、その辺を踏まえての御質疑をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

95 ○20 番(皆川りうこ君) 直接削減というところには結びつかないという部分はわかったんですけども、削減を提案するのであれば、一方では議会のあり方の話もありましたし、環境を整えるということも触れていただいてもよかったのかなという思いがありましたので、あえて質疑という形でお聞きいたしました。この点については終わりたいと思います。

それでもう1点なんですけれども、かつて私が削減に賛成した時点で申し上げたのは、地方分権一括法が平成12年、2000年に施行されて、格段に市民参加と情報公開が進んできたということもありました。市長の附属機関であったり、さまざまな市民が参加する窓口がとて多くなったというのがあります。その当時からして、さらに今、実は東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課というところがホームページで示しているんですけども、国分寺市は他市に比べても審議会等委員の数が非常に多いというのがわかりました。多いといっても具体的ではないんですけども、私が調べた限りでは113あったんです。

だから、条例だけではなく、要綱設置のものもあるんですけども、他市の類似団体というところを見ても、資料がないのであんまり言えないんですけども、要するに3桁なんです。他市は審議会の数は2桁だったということで、そういう数字を見ても、政策決定ではないけれども、市民が政策決定の途中に参画する機会がとて多くあると思っていますところなんです。その部分というのは、もちろん議会は議決機関ですから、最終的に責任を持って決めるのであるんですけども、市民が参画して政策決定の場にお声を出す機会が非常に多くなったということではすばらしいことですし、そういうことから考えて、定数はどうなのかというふうに関心を持って、一つの判断基準として私は捉えていきたいと思っています。もし市民参加、情報公開に関して何か御見解があればいただければと思います。

96 ○23 番(尾澤しゅう君) あくまで行政側が行っていく改革努力によって、市民参加の機会がふえてきているあらわれだろうということは大前提として申し上げておきますが、それを一つとっても国分寺市民が国分寺市の行政に物を言ったり、または提案していく機会の場は確実に広がっているんだろうと思っています。

ただ、我々としてはそれをもって多様性というものを担保していくというわけではなくて、あくまで我々としては先ほどから申し上げているとおりの内容で、多様性というものも議会としては個々の研さんによって担保はしていこうということで、行政が、議会がということではなくて、その両輪が不断の努力をしていくべきだろうと考えております。

97 ○20 番(皆川りうこ君) これですべて終わりますが、今、御提案者は行政の努力があつてふえてきたということもおっしゃいましたが、行政の努力もあるかもしれないんですが、それは議会からの提案であつたり、まさに市民の声を受けての事実だと思ひますので、そこはしっかり受けとめ、念頭に置いていただければと思ひます。いかがですか。

98 ○23 番(尾澤しゅう君) 皆川議員がおっしゃっている趣旨は私どもも一定以上理解するもので、確かに審議会をつくつたほうがいいんじゃないかと、市民参加の場をどう確保するかといった前提には、議員からの提案が多数あつたんだらうということは推察できますが、それに応えていただいたのも行政だということで、両輪であるということで答弁をしたつもりということでお願いいたします。

99 ○20 番(皆川りうこ君) あわせて、先ほど昭和39年以降の数字を申し上げましたが、定数が28人の時代と、その後26人になつたわけですが、私なりに議会図書室にある議事録を見ましたら、行政のチェック機能であり、機能として政策提案する場というのは一般質問というものも一つあると思ひます。それが絶対ではないですけど。

その一般質問の議員の人数を見ますと、今の年度から先ほどおっしゃつた年度で、平成2年では定数28人では14人だつたんです。私が図書室で調べた限りなんですけど。平成14年では定数26人で22人でした。それ以降現在に至るまで26人から24人、一般質問に限つていけば、ほとんどの方が一般質問しているというところでは、少なくとも28人とか30人という時代に比べると、チェック機能というのは人数が減つても果たされているのかなと思つて、図書室にあるかつての古い議事録を見た限りではそのように考えているところもあります。

ただ、一方では、もちろん議案に対してしっかり議論するというのは、一般質問だけが仕事ではないですから、それはそれでやっていかなければならないことではあります。一つ一般質問ということをして事例に人数を紹介させていただきました。そのようなことから慎重に考えたいということだけ申し上げまして、終わります。

100 ○3番(岡部宏章君) なるべく簡潔に質問をしたいと思ひます。既にさまざまな角度からの御質疑が出ていますけれども、ちょっともとに戻るかのように、提案理由についてお聞きしたいと思ひますけれども、社会の諸情勢を勘案しということで述べられています。

それで、理由を今、質疑の中でさまざまお聞きしている中でも、国分寺市だけに限らない社会情勢というところでは、資料でも出されている他市との比較というところなのかなということは思うところではあるんですけれども、社会の諸情勢ということであり、冒頭に理由を述べられたときに他市との比較ということとあわせて、社会の情勢ということも並列でおっしゃつたようにも聞かされたので、その点、他市との比較以外のところでこういった社会情勢というものが念頭にあるのであれば、お答えいただければと思ひますが、いかがですか。

101 ○5番(丸山哲平君) 御質疑いただいた社会情勢の変化というところですが、これはいろいろなものはあるわけですが、1つはコミュニケーション、双方向の市民とのつながり方ということを考えても、昔と比較して現在、また予想される将来においてもこれは多様化、さら

にいろいろなツールというものが出てくるであろう。要は、我々議員一人一人がどういったツールを、それぞれ人によって使い方、また用い方は、現状、違うと思うんですが、そういった我々の努力、また市内においてさまざま改善し得る余地はあるだろうということで、先ほどその一つの例として社会情勢ということを申し上げたということでもあります。

それで、前提としてよりも、方向性としては、我々が今ずっと答弁をさせていただく中でも、現状、国分寺市議会において果たしている役割であったり、そういった機能を低下させることはあってはならないと我々は思っております。もっと言えば、それを伸ばしていくことを求めていかなければいけないわけでもあります。

前回の全員協議会の際にも、私のほうから民間の感覚というところに少し触れさせていただいたところではあるんですが、まず前提として、そうした我々が果たしている機能を維持・発展させていくことが必要であって、さらに求められるのは、それを担う人間というものではでき得る限り、その機能が損なわれてしまうぐらいまで人数が急激に減ってしまうとか、こういったことは支障があると思うんですが、10人で100の仕事をやっていたことが5人で100の仕事、極端な例ではありますけれども、それができるのであれば、その方向性というものを求める。100というのは多様性とか、いろんなものが入っていますけれども、一つの例ではありますが、そういった方向性を求めていくべきである。

ちょっと余談の余談になってしまいますけれども、それで先ほど来、他市との比較というところは、そういった人数比較は一つの判断材料になるのではないかとということで、余談を重ねてしまって、答弁を超えてしまったんですけども、社会情勢についてはそういうことと、我々のそもそも考えている意図としてはそういった我々の努力をさらに促す、同じ人数ならより大きな仕事、少ない人数でも同じ以上の仕事というものを促す情勢にあるという認識であるということでございます。

102 ○23 番(尾澤しゅう君) 少しイメージしやすいのではないかと思いますので、補足させていただきますと、一人一人の生産性を高めていこうというのが、今、民間では主流だと思っております。置きかえてみれば、社会情勢というのは、今、日本においては一人一人の仕事のアウトプットの部分をどう高めていくかが議論されていて、そのための仕組みなども考えているところでありますが、これはこの議会においても同じことであろうと思いますから、これは先ほどからの答弁につながりますが、それを今回の提案においてより磨いていくことになるのではないかとことであります。

103 ○3番(岡部宏章君) 今、お答えいただいたコミュニケーションの手段が広がっているというのは、想像するにSNSとか、そういう新たなコミュニケーション手段が広がっていることを指しているのかなという気がするんです。

それで、民間の感覚ということをおっしゃっていて、一つの例だとは思いますが、生産性ということもお答えされているので、民間企業だけに限らないかもしれませんけれども、民間企業のことにも念頭にあるのかなという気がするんですけども、そういったところで生産性を向上していくことが社会情勢の変化ということになるのかなと思うんです。それが国分寺市議会での議員定数の削減の提案ということにつながっているという御説明なんだと思うんですけども、そういった生産性を向上していくという発想が、果たして市議会という場所になじむのかなということを考え

る必要があると思っています。

先ほどから切磋琢磨する必要があるということも繰り返し出ているわけで、生産性向上というところと結びつくのかなという気もしているんですけども、議会というのは何なのかという点でいうと、これも先ほどから出ていることでもあるんですけども、多様な市民の意見を反映させていくことが議会の役割なわけです。住民の代表として議会の権限を行使しながら、地方自治の意思決定を合議によって行っていく。これが地方議会の役割であります。それは当然、国分寺市議会においても全く変わらないものであるわけです。

そういう点でいうと、議員が生産性を向上していくというのをもう少し突っ込んでお聞きしたいと思うんですけども、生産性を向上するというのは、具体的に言うとどういうことを指すのでしょうか。こういう効果があるということをもっと具体的に答えいただければと思います。

104 ○23 番(尾澤しゅう君) 私としては、一つの事例として生産性というふうに申し上げたつもりなのであります。議会にとっての生産性向上というのを、文字どおり当てはめてもらうと、少しまた話がそれてきそうな気がします。言ってみれば、質の向上ということが求められているのが社会の情勢ではないかということになりますので、その点を踏まえて再度質疑と御意見いただければと思っています。

105 ○9 番(幸野おさむ君) 先ほどから私も伺いましたし、ほかの議員からの質問もあって、なぜ 22 人にすべきなのか、その必要性とか目的、その効果というのがよくわからなくて、抽象的な話がかかなり飛び交っていて、削減をするための立法事実というものを果たして説明されているのかなというふうに私は思ってしまうんです。

それは何かというと、今出ていたんですけども、議員の質の向上を図られるんだと。今、生産性とか、10 分の 100 が 5 分の 100 でできるんだったら、そのほうがいいんじゃないかというお話なんですけれども、10 分の 100 が 5 分の 100 にできる担保が 22 人の削減でなぜできるのか、生産性もなぜ上がるのかというのもそうなんですけれども、質の向上というのは一体何を指しているのかというのがよくわからないので、もう少し具体的に。市議会のチェック能力とかチェック機関とか、政策提言の能力というか、役割が維持できるんだと、あるいは向上させるんだということを多分おっしゃっていると思うんですけども、どうしてそこがつながるのかよくわからないので、もう少し教えていただきたいんです。

106 ○議長(木村 徳君) これはこれまでも議論が出て、答弁も出ているところではございますけれども、より具体的にというお申し出でもございますので、その旨御注意していただいた上で御答弁いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

107 ○23 番(尾澤しゅう君) 新たな視点という形になるかどうかは、捉え方によっては言われるかもしれませんが、再三再四申し上げているところでありますが、選挙を通して質の向上は図られると申し上げております。

では、選挙というのは何なのかといえば、我々現職においては、これまでの当選して以来の活動を評価されるのが選挙であります。新たな立候補者、新人の方であれば、それは期待もしくは公

約の中身を判断し、それを市民が判断するわけでありませぬ。

このサイクルが我々にはあるわけだ、行政によく我々が言うようなPDCAのサイクルがあるとするならば、我々はその行為が選挙であると思っておりますから、何が質の向上なのかという、それは各議員各議員で違ふのがあって当たり前だと思ひますし、市民にとつても違ふというのは当たり前だと私どもは思ひておりました、その中でどのように我々は評価され、より質の向上を目指していくのかというのであれば、これはまた答弁が戻つてしまひますが、選挙を通して質の向上を目指していくにほかならぬだろうということで、外的要因の部分でありますけれども、私どもとしては今回提案させていただいてるということでございます。

108 ○9番(幸野おさむ君) 選挙を通して質の向上を図られるということなんですけれども、24人が22人の選挙になることによって、質の向上した議員が22人になる。その22人が質の高い活動を当選後も4年間維持できると。これはどういふ理屈なんですか。

109 ○23番(尾澤しゅう君) 22人になって、またその後、市民によってそれが評価される。つまり質がよかつたのか、悪かつたのかと、言い方はちよつと語弊があるかも知れませんが、市民がその人に負託したのに対して応えることができたのかできなかったのかというのは、そこで評価されることになリます。私にとつての質の向上という部分と、多分、幸野議員がおっしゃつてゐる質の向上という部分がなかなか一致しにくい部分があるかと思うので、そこで答弁という部分では少しかみ合つてないのかもしれませんが、私としては今話したとおりの内容で考えておリます。

110 ○9番(幸野おさむ君) その論理からいくと、毎回定数を減らしていかなければならないという論理になりますよね。パイを減らしていかないと、質の高さが上がつていかないということをおっしゃつてゐるわけですよ。

実はそういうことだけじゃなくて、先ほどからいろいろ議論も出ていたんですけども、人口がふえたりとか、社会状況が変わつてきたりとか、財政規模も膨らんだりして、議員の役割自体が非常に重たくなつてゐる中で、一人一人はそれぞれ努力の差異はあつても、それが24人であつても、選挙では必ず審判されるわけですよ。24人だからといって、24人の現職だけが出るわけではありませぬから、これまでの事例から見ても新人候補者も当然名乗りを上げてくる。そういう中で審判されるわけですよから、そういう意味でいへば競争も切磋琢磨も当然選挙だけじゃなくて、選挙以前の議員活動からされてきてゐるんだろうと思ひていて、それが24人から22人になることによって、さらに質が向上するところがよくわからない。

しかも議論の中では、今、議員とか議会に何か課題があるというわけでもないとおっしゃつておリますよね。そういうことのためじゃないんだと。さらなる向上を目指した、今回の定数削減なんだと。ところがどうしてもよくわからないというか、具体的に何がどう変わるのかというのが見えてこないこと自体が、立法事実としては非常に弱いんじゃないかなと。必要性とか正統性、政策妥当性、効果という点で、何が目的なのかというのがよくわからないというのが私の現状です。

私自身の考え方と言うと、議会の議論の質だったり数というのが求められてゐると思ひてゐます。それは何かという、先ほどから出てゐますけれども、地方分権一括法とか地域主権改革、地方創生という、国の政策も含めて地方におりてきてゐるという関係があるわけですよ。かなり事務量、

業務量がふえているという関係の中で、我々はそれに研さん、努力をして市民の立場で質疑をして、情報を明らかにしていく。市民の立場に立って是正させていく、多様な角度でさまざまな意見を反映させていくことが必要なんだろうと思うんですが、議員の中にはそういうことについて発言自体が控え目だったりとか、少ない方というのも結構いらっしゃるわけです。

そういう意味でいうと、また私の質という点でいうと、それは質問するにはそれなりの努力も必要になってまいります。行政側の皆さんは専門家の方ですから、その専門家の方たちに市民の立場で、的外れではないことをお伺いしなきゃいけないという立場に立っているわけですから、質問するには相当の努力が必要なんです、その質問をかなり控えていらっしゃるのか、されないのか、少ない方も結構いらっしゃるんだけれども、そういう方がもっともっと多様な意見を議会に届けていく、努力を重ねて質問されていくということにつながっていくのかどうかなんです。

私はそういうことが議員の質というふう考えたときには、言論の府ですから、議員は市民の立場を議会で発言すると。発言することが、ある意味では基本的な仕事になるわけですから、それが本当に高まるのかどうかということをお伺いしたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

111 ○23 番(尾澤しゅう君) 御質疑ありがとうございます。3つほど提示されたのかなと思っております。

毎回、定数を削減しなければ質の向上がされないじゃないかという御指摘に関しましては、今できる、さらなる向上という意味で、今回は22人ができるのではないかと考えております。

また、議会運営ができなくなるほど減らせということでもないですし、他市比較においてももっと低い数値、国分寺市に割り戻したときの低い数値も出てきたところではありますが、19人や20人みたいな数字も出ることは出るんですが、それは今の議会においてはそういう数値はなじまないだろうということで、我々は22人を今回提案させていただいて、今できる改革、質の向上の外的要素としてのやり方で提案させていただいているということでもあります。なので、毎回していくということではないということをお願いしたいのと、今できるものをやるべきだということ、今回は提案させていただいています。

そして、事務量がふえてきている中で、もっと多くの質問が必要なんじゃないかということに関しても、それも恐らく各議員によって質問の回数だったり提案の回数だったり、それは質という意味ではそれぞれの尺度があるかと考えております。ただし、それを評価するのは市民の皆様でありますから、少ないのがいい、多いのがいい、多いけれども質問の中身はどうだったとか、そういうところも結局は市民の皆様からの御判断を仰いで、我々はまた議員になる、もしくは落選するというところで、そこについてはより切磋琢磨していくことができるんだろうとっております。

112 ○9番(幸野おさむ君) 今の点で最後に確認したいんですが、逆に言うと、発言の数ではないんだということで、それは市民の判断なんだということなんです、例えばほとんど発言されない議員の方だけが議会に残るといっても、それは質が担保されることになるということもあり得るということでしょうか。

113 ○23 番(尾澤しゅう君) 一つの考え方としては、一人一人の責任が重くなってくるということであれば、先ほど皆川議員から紹介の一般質問のデータではないですけども、我々の提案は

間違いなくそこを担保するものではないですが、今できるやり方としてよりよくしていくためには、こういう提案をさせていただいているということでもあります。

114 ○16 番(なおの克君) 今回の議員定数削減に関する議案を私も拝見させていただいて、私自身は問題意識としてはそんなに考えてなかったというのが正直なところでありまして、今回、そういった機会の中で、私自身も議員定数の適正化の必要性というのを改めて考える機会になったなと思っております。全員協議会では、議運の委員長という立場で発言を控えておりましたけれども、今回、本会議即決ということもありますので、私の考えも含めて、ちょっと確認をさせていただきたいと思えます。

先ほど来、さまざま議員の方々の御質疑を聞いておきますと、そもそも議員定数に適正な判断基準というのは何かと問われると、いろんな考え方があって、これが適正な数ですというふうにはなかなか言えないだろうと、私は先ほどから伺いながら感じておりました。本当にさまざまいろんな御意見がありましたけれども、チェック機能が果たされないのであれば、例えばそれを効果的に上げるために人数をふやしていくほうが適正なのか、または現状維持が適正なのか、削減していくのが適正なのかというのなかなか判断しづらいというのは、率直に感じたところであります。

ただ、先ほども議員のどなたかが肌で感じる市民からの感覚というふうにおっしゃっていたんですが、直近の世論調査を見ますと、あなたは今、国会で議員の定数を次の選挙から減らすように決めべきだと思えますかという質問に対して76%が賛成をされている。これはあくまでも国会というところに目を向けられておりますけれども、ただ、政治という枠組みで見れば、かなり厳しい目が政治に対して向けられているというのは事実の数字だと思えますし、国と地方自治の関係でもこの数字というのはかなり重要であって、無視できないだろうと思えます。

政治に対する厳しい目、この事実というのは提案者としてどう受けとめられているのか、その点についてちょっと確認をさせていただきたいと思えます。

115 ○23 番(尾澤しゅう君) 御質疑ありがとうございます。今、御紹介いただいたことは、なおの議員からも国会のことではあるけれどもという前提でいただいておりますけれども、一般の国民、我々市に置きかえれば市民がふだんの生活の中で思うことなんだろうということで、それに対しては完全にこの市議会において置きかえられるものではないかもしれませんが、そういった意見は一定あるだろうと思えますので、できる限り市民の皆様には議会の改革の姿勢を示していくという意味でも、我々はこのような提案をさせていただいているということでもあります。

116 ○16 番(なおの克君) わかりました。あと、この間の国分寺市議会というのは、先ほど来、語られているとおり、平成14年、18年、歴史的に議員定数を削減してきた経過があります。その中でも議員の質の向上というのは行ってきたというのもあるんですが、一方で、情報公開ですとか市民参加、また先ほど御紹介いただいた市民意向調査等の制度によって議会の効率化は図られてきたと思えます。これは議会だけではなくて、行政側の努力も議会の効率化につながっているんじゃないかと私自身は感じております。また一方で、先ほどだて議員もおっしゃっておりましたけれども、投票率が下がっている。この投票行動というのはそのときの政治、また議会に対する、一方で信頼感のあらわれであると私は客観的に考えております。

そういった意味でいえば、事実として、今、世論、また市民の目というのは、議会に対して非常に厳しい目が向けられておまして、それは議会改革のスピード感が求められているというふうに私は感じております。その具体的な市民に対する答えの一つとして、提案者としては議員の質の向上というのを言われておりますけれども、その効果としては、議員定数削減ということが市民に対する答えの一つだと私は捉えておりますが、その点についていかがでしょうか。

117 ○15 番(さの久美子君) 今、なおの議員からかなり詳細な形で私たちの提案理由の部分を述べて、答弁の底にあったようなお話をしていただきました。

まさに先ほどから答弁をさせていただいているように、今回は議会改革の一つである、これを大きなことだというふうにぜひ受けとめていただきたいことと、先ほど意向調査のことがありましたけれども、市民の声を直視するという御提案がなかったかなと思っておりますが、議会の質の向上、一人一人の質の向上というのは、一人一人責任が重くなり、人が減ったことによって責任をしっかりと感じて、自分の力を磨く。そのことで市民の期待に応えるということが主眼でありますので、切磋琢磨の言葉が空回りするのではなくて、最後の目的は、質の向上をしたことが市民にとって非常に大事なことなんだと。こういったことが今回の提案の中で大事なことかなと。

数は2減ということでもありますけれども、その中で選ばれた人たちは期待に応えられるだけの力をつけて、またそのつけた力を市民にお返りする、ここが私たち議員の責務だと思っております。

118 ○議長(木村 徳君) まだ御発言を御予定されている方はお二方、複数いらっしゃいますね。一定時間たっておりますので、10分程度休憩したいと思います。

午後5時 48分休憩

午後6時 22分再開

119 ○議長(木村 徳君) 会議を再開いたします。

質疑をお受けする前に、私のほうから一言申し上げたいことがございます。

ただいま午後6時20分過ぎになっておりますが、先ほど休憩前にお二方、手を挙げられていらっしゃいましたので、そのお二方の質疑はお受けしたいと思っております。これまで大体1時間20分ぐらいを目安に休憩を挟んでおりましたけれども、これは強制ではなくお願いになりますけれども、次の休憩のタイミングの前ぐらいまでには質疑がまとまればありがたいなということでお願いをしておきたいと思っておりますので、そこら辺、御了解いただければ御配慮をお願いしたいと思っております。

もう一点だけ、これも従前から申し上げていることではございますけれども、繰り返しになるような御質疑は、なるべくお気をつけいただいて、その上で御配慮いただいての御質疑にさせていただければと思いますので、その旨あわせてお願いしたいと思います。

120 ○4番(中山ごう君) では質疑させていただきますが、先ほど幸野議員の質疑の中で、なぜ削減が必要なのかというところで、真っ先に答弁されていたのは、選挙を通しての質の向上とおつ

しゃっていた。これというのは、この間の質疑を踏まえれば、やはり競争率のことをおっしゃっているのかなと思うんですが、そういう理解でまずよろしいですか。

121 ○23 番(尾澤しゅう君) 競争率というところの「率」という意味では、要は、候補者数が実際あけてみないとわからないというところがありますので、そこまで率という部分に関しては、こちらでも申し上げていないというような認識です。

基本的には、まず、過去に答弁している内容なんですけれども、整理させていただきますと、議員が今、24 人でありまして、22 人になるということは、市民から見れば、各議員に対する自分が支援したか、投票したかどうかは別にしても、チェックの目は行き届きやすくなるということが前提にありまして、そして、かつ、得票数の部分についても、ボーダーラインが上がっていくことによって、今以上に多くの皆さんから御支援を賜らなければ当選することができないというところもありまして、そのようなことを踏まえて質の向上がなせるのではないかとということで御説明をさせていただいています。

122 ○4 番(中山ごう君) 後段言われました、ボーダーが上がるといのは一般論ですよ。これはやはり、候補者数との関係も出てきますので、実際上のところでは、言われますように、ふたをあけてみないとわからないというところですよ。ですので、前段に言われた 22 人になることによって、市民がチェックしやすくなる、議員の数が減るから市民が議員をチェックしやすくなるということが向上につながるということですね、今の。

123 ○5 番(丸山哲平君) 若干整理をさせていただくと、まず、そもそも 24 人から 22 人になるということは、すなわち議員という資格を得る者が 22 人になるということでもあります。当然に、その門といいますか、条件というものは、現状に比べれば狭くなるということは事実であろうと思います。先ほど尾澤議員のほうからは、当然、立候補者数が現時点では確定し得るものではないので、競争率という表現はちょっと使えない、かつ、それはお話しできないということでありましたけれども、やはり立候補するに当たっても、当然、22 人というところが、24 人に比べれば、10%弱ではありますが、枠というもの、門というものが狭くなるということであれば、それ相応に市民の信頼を勝ち取る、市民からの付託を得られるといった確信といいますか、これまでの行動といいますか、さまざまな表現はあると思うんですけれども、そういったところを乗り越えて、皆さんが立候補、また、当選というプロセスを経るわけですから、我々はそれを評して質の向上というものが図られるということで申し上げたわけでもあります。

124 ○4 番(中山ごう君) 門が狭くなるということも、それはやはり候補者数との関係、例えば、24 人に対して 25 人が立候補者だと、22 人にしたとしても 23 人が立候補者だとすれば、門が狭くなるという意味では、落選者 1 人になるわけですが、今の例えでいえば。そう考えると、門が狭くなるということは、やはり候補者数との関連が私は大きくなるのかなというふうに思ってしまうと、その理解が進まないんですよ。

125 ○議長(木村 徳君) 私のほうで双方の御意見を聞いていて、もし私の整理が正しければそうおっしゃっていただいて、違えば訂正していただければと思うんですが、上位 24 人が上位 22 人になるということでは、上から 22 人までの中に入らなければいけないところでは狭き門なのかなと。いわゆる 23 番目以降は、それが 1 人であろうが 10 人であろうが、そこは落選は落選ですので、得票数の数も総体的は少ないということをつえれば、そこは何人であれ、上位 24 人に入れればよかったものが上位 22 人までに入らなければならないという意味での競争、人数ではないというように私は聞いていて思ったんですけども、それは違いますか。その上で、答弁者または質問者のほうから一言いただければと思います。

126 ○4番(中山ごう君) 議長が今、整理されましたけれども、全然納得はできない。理解もできないですね。選挙を通して質の向上というのであれば、私は競争率の問題になってくると思うし、しかし、そこは率の問題でいえば、答弁されたように、それは定数と候補者数の関係なので、選挙を通して質の向上論というのは、私はロジック的に成り立たないと思わざるを得ないです、これを繰り返しても。というのが現状です。

次の質疑にいきますけれども、選挙というのが市民にとってはどういうものなのかということだと思います。大事だと思うんですね。ちょっと繰り返しになりますけれども、議会というのは住民の代表であって、権限を行使することによって地方自治の意思決定を合議で進める。それは私たち住民の代表ですから、地方自治の意思決定に市民の声を反映させていくということなわけです。その点からして、この選挙を市民の目線で見れば、住民の意思、世論を議会に反映させていくための手段が4年に1回の選挙なわけです、市民にとっては。市民にとってはそういうことだと私は思っているんですね。

その中でいけば、市民は選挙の中で自分の考え、市民はそれぞれいますけれども、その市民の方の考えに合った候補者を選ぶわけです。それによって自分の思いを議会に反映してほしいという願いを込めての行動なわけです。それが4年に1回の選挙であって、そして、民主主義というのは、私は少数意見をいかに多く政治に反映できるかということも大事な点だと思っているんです。そういう意味でいえば、この間、議論ありますけれども、22 人よりも 24 人という数のほうが、やはり市民の声をより多く議会に反映させていくことができる。

というのは、議員一人一人が切磋琢磨をするのは当然だと思っているんです、どんな定数であれ、それは当然だと思っているんです。ただ、1日は 24 時間しかありません。その中で、個人がいくら頑張っても市民と接する時間はやはり限られるわけです。その中でどうやって住民の意見を議会に反映させていくかということを考えれば、それは一定の定数が必要になるわけです。私が先ほど述べたように、場合によっては、議員定数をふやしていくということも必要だという思いがあります。ただ、それは議会のこと、そして、市民も含めた中で議論して決めていくことであって、いきなり共産党がそういう思いがあるから条例案を出すというものではないと思っているんです。それに向けての合意形成が必要だと思っています。

今回は定数を減らしますよという条例が提案されている中での話ですので、その中で私は議論していますので、そういう意味であれば、さっき私が言ったように、個人が市民と接する時間というのはどうしても限られる。その中で、より多くの市民の声を議会に反映させていくためには一定の

数が必要だと。だから、現状でいえば、22人でなくて24人すべきだというふうに私は思っているわけですが、その点について、どうお考えでしょうか。

127 ○23 番(尾澤しゅう君) 時間というものは、確かに一人一人平等の時間が与えられているわけでありまして、ただ、今、中山議員から御指摘いただいた内容を前提とするのは、その時間の中で自分が今、100%、これ以上できない、今の状況が100%だというのが大前提にある話なのかなと思っております。我々は限られた時間の中で、より効率的に市民に意見を聞く手段を、また勉強していったり、さまざまな会合だったり、いろいろなところに足を向けて市民の声を聞いていくという方法も模索していかなければならないというふうに思っております。そういう意味で、その部分を追求するということの外的要因としてこの制度というか、22人にすることが、よりそこにつながっていくのではないかとということで提案させていただいています。

128 ○4番(中山ごう君) ですから、個人としてはこれがマックスだよと。そのマックスはまた変化もすると思うんです。今、時間的なところの議論でいきます。どこまで市民と接する時間をつくれるかという点については、議員が切磋琢磨して、よりふやしていくというのはあると思うんですけれども、しかし、その時点ででき得る、とり得る時間は、私は議員として、それぞれ今の議員も、現状の中では100%とっている、市民と接する時間をとって活動していると私は思っているんです。それを個人の努力によって少しずつふやすというのはもちろん必要ですけれども、それは定数を減らすとは私は結びつかないだろうと、ずっとそこは平行線ですけれども、そういうことを言っているわけです。

先ほど私が言ったのは、時間の中での話ですけれども、時間は平等のものだと答弁がありましたけれども、しかし、物理的に限られているわけです。それは当然、限られるわけです。そういった中では、やはりいくら個人が努力をしても、市民と接する議員1人当たりの時間というのは物理的に限られるわけです。だからこそ、私は、今の定数削減が提案されている中で、24人がいいのではないかと。

129 ○23 番(尾澤しゅう君) 中山議員がおっしゃっている、市民に接する時間という量では限られているから、24人のほうが総時間では、議会として考えれば多いんじゃないかというような視点がありました。ただ、しかし、私どもはより市民と接する時間はもちろん大事なんですが、受けた内容をどう議会に反映をするかというようなことが一番注目されていることだろうと思います。あくまで市民と接することを否定することではありませんが、より市民の意見をどう反映していくのかという部分で、より質の向上を求められているということを申し上げたいと思います。

130 ○5番(丸山哲平君) 今しがた中山議員がおっしゃっていた部分で、自身が向上していくということ、これは全く我々は先ほど来、否定をしていないところです。それは当然に求められるところであろうと。私どもが重ねて申し上げているのは、それに加えて、また、それと同時に、外的な環境というものも我々にとっては付加、きょうが100%であると私どもはこのように思って頑張っているわけですが、それが本当に100%の努力であるのか、成果であるのか、環境というものをより自分自身に厳しく突きつけていく、そして、その中でより向上を目指していく。

先ほど私が、尾澤議員も申し上げていましたけれども、場合によっては、今後ふやしていくという提案すら、それは状況としてあり得るんだと思います。ただ、それは今が問題がないからそのままにして様子を見ようということではなく、我々としては、その最適な適正な数値というものを求めていく。日々その検証というものを行っていく。そして、その中において、仮にふやす必要があるという判断をするに至った場合には、それを行うべきでありますし、現段階においては、我々は適正化として2人減少という形をとっていくことができるという判断に立って、今回、こうした提案をさせていただいているということでもあります。

131 ○4番(中山ごう君) 今、丸山議員のほうから、努力が求められると。それは一緒ですよ。プラスアルファ、外的要因が必要だということもこの間ずっと言われている。私から言わせれば、外的要因が個人の努力に影響するというのは、議員として、そもそも根本の資質として、それは違うのではないかと私は思います。その外的要因には関係なく、議員になれば12万人市民の代表の一人なわけだから、それは外的要因でなくて個人が努力すべきであって、外的要因がなければ努力につながらないとは言っていないけれども、もしそういう方がいるのであれば、それは議員としての資質が問われる問題だと私は思う。だからこそ、外的要因が努力につながるということは全く理解できないわけです。それはそういうことなんです。そちらの外的要因が努力につながるという論と違うということが明らかになったわけです。

132 ○9番(幸野おさむ君) 今の議論の中でも、議員1人当たりの受け持つ人口数というのが恐らく議論になっていたんだと思うています。提案者から出していただいた資料なんかを見ますと、平均値である議員1人当たりの平均人口が5,573人というのが、皆さん方の言う、今、適正な数字だということをおっしゃっているということで理解していいんですよね。

133 ○5番(丸山哲平君) 現状、我々の分析によると、この数値が出てきているということで、これを判断の参考としたということでもあります。

134 ○9番(幸野おさむ君) これは全員協議会でも確認させていただいたことではあるんですが、一方で、国分寺市議会のいわゆる縦軸というか、過去の経緯の人口からどういうふうに見ていますかという質疑については、提案者側からすると、そこについては分析されていないとか、そこは判断材料にされていないということで、いわゆる横軸というか、空間軸的な他市との比較というものが参考にされているということだけだったということです。参考までに、全員協議会でも披露した数字なんですけれども、平成17年度の人口、平成18年3月31日付ですけれども、11万3,635人だったものが、平成28年1月1日には、11万9,940人、ことしの1月1日には12万1,673人という形で、さらに言うと、ことしの8月1日には12万3,241人という形で、1月1日から8カ月で1,500人以上も人口がふえているという状況があるんです。

過去までの人口については検証されていないということだったんですけれども、今後の人口見通しというのは、やはり大きな影響を与えるだろうと思うんです。先ほど来、議論を伺っていると、尾澤議員からは、仮定の話はしたくないんだということをおっしゃっていましたが、ただ、この議員1人当たりの人口の数は、人口の増減によって大きく変わってくる話なんです。それは4年後また考

えればいいという話でなかなか済む話じゃなくて、一定の見通しを持って、果たしてそれが妥当な数字なのかというのを考える必要があると思うんです。それは我々議会も行政側に求めていることで、財政フレームだとか人口見通しだとか、そういうことについても、どういうふうに見通しているのかということは問いただしているわけですから、そのことについて皆さん方がどういう見解をお持ちなのか、今後変わらないという状況にあるのか、あるいは、減っていくという状況にあるのかということでも全然状況が変わってくると思いますので、そこについては、どういう見解をお持ちなのかをお示しいただけたらと思います。

135 ○5番(丸山哲平君) 先ほどの答弁の中でも少し触れたところではあるんですが、現状、幸野議員がおっしゃったように、人口が増加をしている状況にあるということで、仮にこの状況が続いて12万5,000人とか、そういった数字になった場合ということで、この表を用いての計算にはなりますが、私どものほうでもやってみた結果、先ほど申し上げましたが、12万5,000人の場合で22.43人。ただ、先ほど尾澤議員が、仮定の話になってしまうと申し上げたのは、当然、国分寺市の人口が12万5,000人になっている、それはどの時点であるかということの見解は分かれると思うんですが、当然、今よりは先の時点の話になるわけです。その際には、今回比較をしている他市の数値というものも当然動いているということなので、我々としては、仮定の部分に入ってしまうので、そこは今回は特段、数値としては提示はしていないということでありまして、ただ、いずれにせよ、現状の分析表、我々が使っている分析の数値をもってしても、12万5,000人であったとしても22.43人ということで、今回、私どもが提示をした根拠の参考とした数値からは、それほど乖離するものではない、このようには考えています。

136 ○9番(幸野おさむ君) 見通しについては、そういう意味で言うと、12万5,000人ということでは検証は加えているということで理解したいと思うんですが、この資料なんですけれども、1都3県の類似団体だけでなく、大阪府、愛知県というのが加わっているんですが、これは地域的な問題として、愛知県は対象の自治体がないということなんですけれども、大阪府を加えた理由というのは、愛知県を加えた理由というのは、どういう理由なんでしょうか。

137 ○5番(丸山哲平君) 先ほど及川議員の答弁の中でも申し上げたんですが、我々の判断として、いわゆる都市部というところを考えたときに、3大都市といったときに、東京、大阪、愛知というところが出てくる。その中で、今回我々としては分析をしたということでございます。

138 ○9番(幸野おさむ君) この資料を見て私は思ったんですけれども、大阪府だけ、実は類似団体と言いつつ、議員定数の数が著しくというか極端にというふうにも言えるかどうかかわからないんですが、少なくとも10人台というのは1都3県の中にはないんですね。しかし、大阪府の場合には8自治体のうち5自治体が10人台という形になっていて、そうすると、議員1人当たりの人口というのも6,000人台前後という形で、これは相当議員1人当たりの人口を引き上げているんじゃないのかなというふうに思うんです。これは大阪府独自の、例えば、財政需要の問題であるとか、あるいは、どういう政治家が担っているのかという問題もあったりとか、いろいろな事情があっということになっているんだろうというふうには理解をしているんですが、ちょっとこの比較の中に入

れると、少し異質な数字がここに入っているかなというふうに私自身は認識しています。

もう一つ確認したいのは、類似団体ということなんですけれども、そうはいつでも、人口幅は10万人から15万人を超える自治体が入っていますよね。傾向として確認したいんですが、人口が多ければ多いほど議員1人当たりの人口の数はふえているという傾向があると私は認識しているんですけれども、皆さん方はどういうふうに分析されているのか教えていただけますか。人口が多い自治体ほど議員1人当たりの人口が多くなっている。逆に言えば、人口に対する議員の比率が少なくなっているの、議員1人当たりの人口はふえる。人口が多いほどそういうふうになっているというふうに私は認識しているんです。

ここでいうと、例えば、大阪府を抜いていますけれども、議員1人当たりの人口が一番多いのが6,760人の入間市で14万8,723人、それから次が、6,041人の東村山市が15万1,000人、次が5,990人の海老名市が13万1,000人なんですけれども、次が5,838人で、三郷市で14万100人。類似団体だけじゃなくてほかの自治体も調べてみたんですけれども、例えば、八王子市なんかは、人口が55万人いるんですけれども、議員数が40人なんです。そうすると、議員1人当たりの人口は1万3,806人なんです。町田市は、人口42万9,167人のところ議員数は36人なので、議員1人当たりの人口は1万1,921人なんです。そういう傾向があるんじゃないのかということを確認したいんですけれども、いかがですか。

139 ○5番(丸山哲平君) ただいま御質疑いただいたところについては、詳細、例えば5,000人区切りとか1万人区切りというところの分析はしてはおりません。ただ、あくまで、先ほども大阪をなぜ加えたんだというお話もありましたが、我々は都市部というところでひとつ判断をさせていただいたんですが、我々としては、あくまで類似団体というところのくりで、今回は根拠の参考とさせていただいたということでありませう。

140 ○9番(幸野おさむ君) 私はそういう問題意識を持っていて、もう少し国分寺市に近い自治体、いわゆる条件が、人口の条件であるとか、あるいは地域性の条件なんかで近い自治体でどうなるのかなと思って、自分自身で条件を再設定して再計算させていただきました。1つは、類似団体、提案者から出されていた資料の中での比較なんですけれども、例えば、大阪府は、先ほど言ったように、地域がかなり遠いということもあって外させていただきました。その上で人口を、国分寺市は今、12万1,679人と入っていますから、11万人以上13万人以下、12万人を中心として上下でやると、上から鴻巣市と6番目のふじみ野市、国分寺市のちょっと上の昭島市、小金井市、国分寺市、東久留米市の6自治体が入るんですね。この6自治体の人口の小計は70万5,102人、議員定数の小計が139人となるんです。これを割り出して、議員1人当たりの6自治体の平均人口にすると5,072人になるんです。5,072人というのは、国分寺市は今、5,070人ですから、ちょうど実はぴったり合ってくるんですね。これは議員定数で割り返すと24人という形が出てくるんです。

そういうふうに、この数字は、先ほど及川議員もいろいろな見方によって変わってくるんじゃないかという指摘もされていまして。全国類似団体では23.5人とおっしゃっていましたが、私は逆に、もっと焦点を絞って国分寺市に近い自治体で比較すると、これは24人というのが適正、適正かどうかというのは、私はほかの自治体と比較はなかなかできないと思っているので、国分寺市の事情

なんかもちゃんと加えないといけないと思っていますから、それはそういうふうな見方もあるということ御理解いただけることはあるんでしょうか。

141 ○5番(丸山哲平君) 我々が今回、根拠の参考資料をつくる上で、極力、自分たちの判断とところで動かないようにはしたいということで、1都3県と大阪、愛知を選択はしましたけれども、ただ、人口の切り方というところにおいては、例えば、11万5,000人から12万5,000人で切るのか、11万人から13万人で切るのか、その部分に入っていると、かなり判断がその人によって変わってくるであろうということで、私どもとしては類似団体、人口と産業構造がそこで同じ区分にされている、この部分で軸として判断することが適切であると判断をいたしましたので、我々としては、結論は変わらないということであります。

142 ○9番(幸野おさむ君) ただ、私自身の見方自体を否定はされないということで、いろいろな見方があるんだろうということです。

そうすると、5,072人が平均で、国分寺市は5,070人。しかし、これは1月1日の数字で、さっきの人口見通しがどう影響してくるのかという、例えば、8月1日の人口は12万3,241人ですから、それで割り返すと5,135人になるんです。だから、私が焦点を絞った6自治体との比較でいけば、国分寺のほうが多くなる形になるんです。これは12万5,000人とか、その先13万人という形で私は計算したんですが、13万人になると5,416人という形で、またさらにこれがふえてしまうという形があるんです。他市の自治体だけの比較だけでは、ここは適正值というのは出てこないんじゃないかと私自身は率直に思っていて、そこだけではやっぱり弱いんじゃないかということも冒頭から実は指摘をさせていただいておりまして、むしろ国分寺市の実情だとか市民の実態だとか、市議会の状況が考えられなきゃいけないんじゃないかということも指摘させていただいている根拠なんです。これについて、何かもし御意見があればお伺いして、なければまたちょっと続けたいと思います。

143 ○5番(丸山哲平君) まず、先ほど来、何度か触れたんですが、我々も今回、この提案をさせていただいた上で、今後も23人以上というものが有り得ないのかといえ、それはその時々的情勢、判断に基づくであろうと考えております。ただ、私どもの今回の判断といたしましては、22人という数値が適正であるという判断をいたしましたので、今後の部分において、それこそ社会情勢であるのか、また、他市の動向の比較であるのか、また、何よりも我々の判断として、ふやすということが絶対に排除されるのかといえ、それは当然にそういうことではなく、むしろ不断にそういったチェック、見直しというものを行っていく必要であろうと、このようには数値の面では考えているということです。

144 ○23番(尾澤しゅう君) 簡単に、幸野議員の人口の区切ったの分析を御披露いただいたんですが、我々としては、こちらの資料を作成する段階では、類似団体としては最大限、及川議員とのやり取りの中でお話しさせていただいた気持ちで私としては考えておりまして、逆に、ミニマムはどうなんだとなると、一番わかりやすいのは小金井市、横の市と比較するしかない、一番近く、地続きでもあります。そうなったときに、小金井市と比較するだけでいいのかという、さすがにそういう切り口だけで議員定数というのを考えるわけにはいかないだろうということで、それを今度はどう

いう枠をもって比較していくのかというふうに考えたときに、客観的なものとして、要は、恣意的な人口の区切りということをしないうで示しできるのはなんだろうということで、類似団体という結論に至ったというところであります。

145 ○9番(幸野おさむ君) 私も類似団体という枠内で、私自身が適切な判断で抽出させていただいた、皆さん方の資料を活用させていただいたというのはありますけれども、そういう導き方も出てくるんじゃないですかという一つの例だということで、だから、それだけではなかなか難しいということで、人口論については、先ほどお伺いしましたけれども、もう一つ、これも全員協議会で、私もどうしてそういうことが検討されなかったのかなと思ったんですが、財政規模の話で、2005年度、平成17年度になるんですが、当時、26人の議員だった時代には、これは決算のデータですけども、350億円の財政規模だったわけです。ところが、2017年度、昨年度の決算額は513億円ということで、26人だった2005年度の財政規模に比べると163億円増加しているんです。ただ、2017年度決算については、北口再開発の清算金が数十億円入っているということもありますので、2016年度、1年前の決算で見ると、財政規模は460億円、2005年度の決算として比較しても110億円増加しているんですね。今年度の予算も450億円という形で、2005年度と比較して100億円、議員の数が26人から24人になっている中で、我々市議会議員がチェックしなければならない予算の額だとか、その内容なども含めてですけども、非常に量として多くなっているということがあって、これも今後どうなっていくのかということの見通しは、一定持つ必要があるんじゃないかと私自身は思っているんですね。

これが大きくなって議員の数がさらに減っていくということになると、先ほど選挙のときの競争で切磋琢磨という話もあったんですけども、議員になってから、やはりチェックしなければならない物理的な金額だとか内容というのも非常に多くなってくるという関係になってくると思うんですね。それについてはどういうふうな見通しを持っていらっしゃるのか、それは質の向上という形で解決できることであるなら、どういう形で解決できるのかをちょっと教えていただきたいと思うんですけども、いかがですか。

146 ○5番(丸山哲平君) 確かに、当市においても、財政規模というものが年々変化をしてきているという状況なんですけど、ただ、財政の規模というものを基準に果たしてし得るのかといえば、例えば、今度消費税の増税が予定をされておりますが、そこでの金額の変動があれば、それは財政の規模が当然大きくなるものでありますけれども、それが議員の定数というところにかかわってくるのかというと、私どもは当然、全く関係ない、チェックする項目という意味での御趣旨は理解をするところではあるんですけども、ただ、そこと連動させられるだけの相関関係がそこに見出せるかということ、その辺は若干、判断材料としては難しいのではないかと、このように考えているところでございます。

147 ○9番(幸野おさむ君) それも見方の問題ということになればそうなのかもしれないですけども、私自身はそういう角度も必要だと思うし、定数のあり方も一考すべき材料だろうと思っています。

もう一つ、財政規模だけじゃなくて財政状況ということについてもお伺いしたいと思うんです。これ

は全員協議会では特にお話が出ていなかったと思うんですが、コスト削減というのは主目的じゃないんだと言われているんですけども、これまでも定数削減の理由としては、大きな柱となっていたのがこのコスト削減という話だったんですね。副次的な要素もあるという先ほどの説明なんかもあったわけですけども、今、国分寺市の財政状況に関連して、国分寺市議会がどういう認識を財政状況についてお持ちなのかということをお伺いしたいのと、あわせて、それに対して市議会、我々としてどういうコミットがされてきたのか、削減の力を議会として、議員として働かせてきたのかとか、そういうことも含めて、どういうふうにお考えなのか教えてください。

148 ○5番(丸山哲平君) 財政の状況については、数値の面でいえば、これまでの行政側の努力、また、我々議会の側としてもチェック機能というものをしっかりと果たしてきて、よい流れの中にある。しかしながら、今後の見通しというところに立ってみると、これは今後ともに油断のならない状況であろうと、このようには私どもは認識をしています。そして、その上で、我々が果たすべき役割というところは、これまでと変わらず、また、これまで以上に、しっかりとチェック機能というものは当然に発揮をしていかなければならない。しかしながら、ではそれが、現行の24人から22人になった場合にそれが既存されるのかというところで見たときには、我々はこれまで過去の前例で人数が2人ずつ減っていった中でも、我々の中の向上というものが図られて、しっかりと機能を果たしてきたのと同様に、22人においても、しかるべき求められる仕事というものはしっかりと果たし得ると、このように考えています。

149 ○9番(幸野おさむ君) これはなかなか、その相関関係を導き出すのは難しいというのは事実だと思うんですね。少なくともこの24人の市議の中で、今、丸山議員からも答弁がありましたけれども、チェック機能等々を働かせながら、現在の財政状況までもち直してきた。当時のかなり厳しい状況からもち直してきた状況もあるということも事実だと思います。22人になって、それが既存するということはないんじゃないかということについても、実は根拠というのがなかなか見出せない。むしろ、今、24人でここまでもってきているということもありますし、これから財政規模も膨らんでいる、需要なんかもかなりあって、ただ財政を立て直せばいいというだけじゃなくて、議員の仕事とすれば政策提言というものも必要になってまいりますし、実際それをどういう形で市民に所得再分配的なものもあれば、あるいは、多様なマイノリティーの方々を救済するという問題もあつたりとか、いろいろな政策提言も必要になってくるので、そういうバランスなんかも考えなければならぬと私自身は思っているところなんですけれども、コスト削減ということをとつても、議員、あるいは、議会が果たしてきた役割は非常に大きかったなと私は思っています。

私自身も記憶に新しいのは、地下駐輪場の整備費を行政側から提案されてきたときには35億円というのが出てまいりましたけれども、実際議論して、ちょっと方式を変えさせてもらって20億円にしたという話もあつたりとか、直近でいえばリサイクルセンターの問題なんかも、これも議会で私なんかはかなりきつく言わせてもらって、規模が大き過ぎるんじゃないかということで、最大の上限がかなり大きくなって75億円とかというところから65億円まで下げたとか、数億円、十数億円という単位でチェック機能を果たしている、コスト削減も果たしてきているというのもあつたりとか、削減だけじゃないです。さっき言ったように、教室棟を設置させるという役割なんかも議会が果たしたりとか、いろんなことを果たしてきているということが今の24人の実績だつたり、到達点なのかなと思

うわけで、実際、質とかはなかなかはかれる部分じゃないと思うんですけども、今の議会で果たしてきた役割も大きいということもぜひここではっきりさせておきたいということです。

150 ○23 番(尾澤しゅう君) 質問は求められていなかったのかもしれませんが、これまで議会が果たしてきた役割というのは、同じように、大きいとは思っております。ただ、今回の提案において、その役割が減少するということは我々としては考えていないということが趣旨でございますので、答弁としてはそういう形になります。

151 ○4番(中山ごう君) 私が休憩前に、質疑があるということで手を挙げた視点の中にかかわってくる部分も今、幸野議員との質疑があったので、その関連もしながらちょっとお聞きしていきたいんですけども、財政規模と議員がチェックすべき事業の量なんですけれども、端的に見やすいのは、やはり事務報告書だと思います。事務事業が全て載っているわけです。事務報告書は年々厚みを増している、ページ数がふえています。同じ事業を5年、あるいは、10年にさかのぼって見ていくと、事務報告書に載っているページ数はどんどん広大になっているんです。それだけ、先ほど財政規模の視点で幸野議員が触れられていたように、財政規模がふえることによって事務事業もふえている。そうであれば、私たち議員がチェックすべき事項はふえていると私は思っているんです。しかし、相関関係というのはなかなかわからないという答弁がありましたけれども、その事務事業がふえている、事務報告書がふえているという点では、そこはどうお考えですか。

152 ○23 番(尾澤しゅう君) 事業報告書を見ると事務事業自体がふえているということは、それは確かだと思います。しかしながら、相関関係というところでは、逆に、その事務事業がふえているというのは、いってみれば、市民に対する行政サービスをふやしているということになります。それが何なのかといえば、全てが全てではないかもしれませんが、それこそここにいる議員が政策提案をしてきた結果だと思っております。それは逆にいえば、今後も質の向上を図っていくことによってふえていくというのと同じ、鶏が先か、卵が先かという話につながってしまうかもしれませんが、堂々めぐりかもわかりませんが、これは逆にいえば、議会が個々の議員がしっかりと質を磨いて、さらに、事務報告書の事務事業という意味では、ますますふえるものもあれば、逆に、ここは事務というものが常にふえるだけでなく、今後は一定整理していく方向性があるとか、そういった議論の内容というものが今後は求められてくるであろうと考えると、事務事業が単純にふえているから議員の人数も必要だということは、なかなか言うことができないのではないかと考えています。

153 ○5番(丸山哲平君) 補足です。今、中山議員より事務報告書が物理的に厚みがかなり増している、これは事実だと思います。この結果、我々のチェックする仕事というものがふえて、それは今の人数以上、あるいは、今の人数から減らすということ是对応できないのではないかとのお話でございました。しかし、それは要因として、事務報告書の見やすさとか説明のわかりやすさというものがまた一方で追求されている。それがゆえに、丁寧に説明をされているから厚みを増している部分も当然あるわけございまして、単純にページ数がふえたから処理するものがふえたということでは、まずはないであろうということ。あとは、財政規模と私が先ほど相関させるのが

難しいのではないかと申し上げたのは、その北口の事業であったり、先ほどお話もありましたリサイクルセンターとか、その単年、単年でかなり金額が大きいものが動くところがありますので、そういったものを勘案すると、そこに合わせて毎年検討するという事になった場合には、かなり変動が出てきてしまうんだと思いますので、そういった意味では、強い相関関係をそこで見るということでは余り適切ではないのではないかとということでもあります。

154 ○4番(中山ごう君) 今、後段、丸山議員が答えられましたけれども、しかし、その前段では尾澤議員が行政サービスがふえているということをお認めになっている。厚みが増しているというのは一概的な面であって、実際に本当にどういうふうにふえているのか、本当にふえているのかという面はやはり調べないとわからないわけです。調べた上で相関関係が出てくるかもしれないし、調べた上でも出てこない、相関関係がないんじゃないかという結論に至るかもしれないんですけども、しかし、まだそういう細かい分析は今していない中で、この議員定数を削減するという条例が提案されているわけです。それからすれば、やはりきちんとそれを分析していく時間をとることが、私はやはり大事だと思う。

私が事業がふえているというのは、子どもの分野でもそうですし、認可保育所の件、子ども・子育て支援新制度が始まって、市の権限、市の監督する場面というか事業対象がふえている。介護保険でも地域密着型、その認定が東京都だったのが市に下りてきている。これだけじゃないですけども、こういう条例の数から見たって明らかにふえているわけです。例規集も厚くなっていった。

そういうことを含めて、もっと多面的なことも含めて、今の行政、議員がチェックすべき行政の仕事がふえているのか、ふえていないのかというのをしっかりと検証した上で、議員の定数をどうするのかという結論に至るべきだと私は思うんですが、いかがですか。

155 ○5番(丸山哲平君) 先ほど言葉足らずで、尾澤議員の発言を私はそうではないと言った意味ではなく、そういったことも当然踏まえた上で、さらにそういった厚みの要因としてはいろいろなものがあるであろうと。さらに言えば、私どもは現行の今の24人体制でしっかりチェックすべきはチェックしていると、このように思っているわけでありまして。そして、22人に適正化を果たした後も、それは果たし得る。それは過去の前例というところから見ても、また、今後のところの展開ということを考えても、見得るのではないかとということでお答えをした次第です。

156 ○4番(中山ごう君) 今、私はきちんとした分析というのが必要だという点は、今、答弁をお聞きしていても、やはりぬぐえない。提案者の見解はある。でも、私の見解もある。それが実際上どうなのかというのは、それぞれの問題意識を出して、その分析した上でないとわからないわけです。実際上どうなのか。それを今回の議員定数削減の動きというのは、そういう議論をする場がなく進んでいるというのが大きな問題で、その点でいえば、市民の立場からもちよっとあるんです。

157 ○9番(幸野おさむ君) 今、事務事業の数とか例規集の話なんかも出ていましたし、丸山議員からは、財政規模のことでの答弁もあったので、事実関係だけ整理しておく必要があるかなと思って質疑させていただきたいと思うんですが、リサイクルセンターとか北口の事業で、毎年変化があるんじゃないかというお話なんですけれども、さっき、大きな変化があったという話をしているん

ですが、基本的には、実質収支は黒字なので、歳出というよりはむしろ歳入の規模が膨らんでいるんですね。一般会計の話をしていただいているんですけども、歳入の規模が財政規模に基本的になっているわけです。なので、そういう意味では、歳出のほうで大きく変わっているわけでは実はないんですね。ここだけ事実関係なので、一言言っておきたいと思います。だから、財政規模全体がかなり、ここ数年については非常に膨らんでいる。これは市税だけじゃなくて、国からの補助金だとか都からの補助金なんかの歳入が入っていますから、そういうことで膨らんでいる。そういうことでいえば、需要なんかもかなり広がっているということが事実関係として言っておきたい。

関連して、事務事業の量だとか例規集の量に関連して、厚さという話を今、されていましてけれども、私は数を調べていますので事実関係だけ言っておきたいと思うんですけど、事務事業の数、2005年度には約650です。約というのは、私が自分自身で計算したので、バーツと計算した中ですから、正確かどうかと言われると、行政側の資料で出ていないので、自分自身で調べた数としたら2005年度は約650で、2017年度は約690、40の事務事業がふえているんです。

条例については、2005年度まで調べなくて2007年度ですけども、約200です。それが今年度、平成30年度は230、30の条例がふえている。事務事業数が40ふえて、条例数が30ふえている。これは条例数と事業数だけ言いましたけれども、連なって規則だとか要綱・要領というものもふえていますし、あわせて、この条例に基づいた、例えば基本計画だとか実施計画だとかガイドライン等々、かなりいろいろな市の計画や方針というのがあって、それをつくり上げるという観点でいえば、それこそ条例だけでいえば10年余りの間そういう形でつくり上げてきた、これは新設だけではありませぬから、改廃なんかも含めてそういう形で議会が携わってきた。つくったら終わりじゃなくて、それを改正するという話もあるんですけども、運用するということも必要になってきて、運用する観点からいえば、30という話じゃなくて、条例全体230というものを我々自身は理解もしながら、深めながら、行政側に対して対峙しなきゃならないし、市民からの意見もくみ取らなきゃならない。

こういう状況に約10年間の中で変化してきているというのは、非常に大きな要素だろうと私は思っているんで、やっぱりこういうことは、今、中山議員も言われたように、考慮しないという形で今回の議員定数の削減が出されているということ自体が、私にもちょっと理解ができません。他市との比較だけしか出ていないわけです、データのことで言えば。そういうことが行政の内部であったし、議会としてもそれにコミットしてきたし、そういうことをこれからも我々、今は24人ですけども、24人でやっていかなきゃならない。別にふやせと言っているわけじゃないんです。業務量がふえている中で、24人であったとしても非常に守備範囲が広がっているし、やらなきゃならない必要性が高まっているし、皆さんが言うように、質を高めていかなきゃならない立場に我々はあるということなんだと私は理解しているんです。それが22人になれば、余計にそれはまたそういうことになって、本当に多様な意見が集約されていくのかという不安、懸念材料にもつながっていくようなぐらいの変化がここ10年にあったんです。当時は26人でやっていたわけですから。今、24人でそういう規模の業務をチェックしなければならない、政策提言もしないかなきゃならない、人口もどんどんふえている中で民意をくみ取っていかなきゃならないし、マイノリティーとか細分化されて、いろいろな方々の声を聞いていかなきゃならない、地域なんかもそうですけれども、そういうことが求められているということからいえば、その段階でも質は高められている。人口がふえてどういう形になるかわからないですけども、選挙で立候補したいという方もふえるかもしれない。

それもそれで切磋琢磨しなきゃならなくなるような要因にもなるわけで、全体の状況を考えると、国分寺市というのは、基本的には業務量も人口も増加トレンドにあるという中であって、今、これを削減するというのはむしろ逆で、今の水準が下がってってしまうという方向につながってしまうんじゃないのかという懸念があるということをお伺いしたいんです。

158 ○23 番(尾澤しゅう君) 幸野議員が今おっしゃっていましたが、この10年間の条例だったり事務量の増加ということは、もちろんそのとおりだと思っております。ただ、今、24人の状況でもできている、そして、これからもっと大変になっていくから、この24人で維持して、さらに研さんを積んでいこうという御趣旨が幸野議員の御質疑の趣旨だったと思っています。しかしながら、私どもとしては、それでも22人で、より頑張って運営をしていこうじゃないかという動的な動機で提案をさせていただいています。24人で今でできる、また、これからさらに大変になってくるからこのままだけでなく、さらに人数を少なくしても、さらに努力でこの部分に対応していこうという動的な積極的な変化の姿勢ということで、今回の議会改革の一環として提案をさせていただいているということです。

159 ○9番(幸野おさむ君) 今のことに関連してお伺いしたいことがあるんですが、議会としてはそういう形でふえている中で、今、動的なというお話もあったんですが、議会の受け皿としての体制としても影響が出てくる、24人から22人になると影響が出てくるんじゃないかと思っていて、これも全員協議会でも一定、話があった話なんです、委員会数がどうなるのかという話なんです。予算規模がふえて条例数がふえたりとか、人口もふえたりして、さまざまなニーズ、テーマというのが出てくる中で、そういうことの受け皿として、4委員会が24人、議長も委員として入っていますから24人、4委員会各6人という形で運営しているわけですがけれども、通常一般的に、多角的な角度で委員会審査をするという形でいうと、専門家の話だとか資料なんかを見ると、7人から8人が必要じゃないかと言われているんですけれども、しかし、事務量が多いということなんかも含めて、今、4委員会が各6人で取り組んでいる。これが22人になると、3委員会にならざるを得なくなる可能性が高くなるんじゃないかと思うんです。

それが今の関係でいくと、動的にということでは質の話でということでは言うとは思いますが、実際には、審議の時間の問題であるとか、あるいは、テーマを絞らざるを得ないとか、そういうことが議会の中で出てきてしまうんじゃないかという懸念があるんです。全員協議会では皆さん方、それはそのときの話だというふうにおっしゃるんですけども、やっぱり今のこういうトレンドを踏まえて考えると、ここはむしろ委員会数だとかを減らすということは、議会としてのチェック機能には大きな影響が出てしまうんじゃないかと私自身は考えるんですけれども、それについてはいかがでしょうか。

160 ○23 番(尾澤しゅう君) 全員協議会の際の答弁ではなくて、意見というか発言の中でさせていただいているところでありますけれども、あくまで今期に関してもそうですけれども、議会の改選後にどのような委員会運営をしていくのかというのが大前提、つまり、22人になった場合に、改選後のメンバーでどのように議会運営をしていくのがよりよいのかというふうに決めるのが一番、大前提として申し上げておきたいと思っております。

その上で、今も7から8人というような識者の発言の部分だけを切り取るとすれば、現在も6人の

中でしっかり慎重審査しているというふうに思っています。それは幸野議員も含めてのことだと思っていますけれども、これが逆に言うと、委員会の構成がどうあれ、そこはまた元に戻ってしまうんですけれども、一人一人の質が向上していくことによって、その人数によって、要は議論の形が決まるということではないと思います。その議員個人の視点、意見によって議論の中身ということは、私は委員会の中では大きくかかわってくる要素だと思っておりますから、それが逆に、人数が多ければ、7から8人であればよりいい議論ができるというような担保も逆に存在し得ないわけなので、より、私たちとしては、質の向上をかたくに追求していくということが最終的には議会の審議の場でも重要になってくるであろうということでもあります。

161 ○議長(木村 徳君) この辺の議論は全員協議会で結構されていますので、先ほども御注意申し上げましたけれども、重複がないように御発言いただければと思いますので、お願いします。

162 ○9番(幸野おさむ君) これで意見として私も終わらせていただきたいと思うんですけれども、先ほど数字との絡みでは、全員協議会の中では質問していないんですけれども、かなり詳細な数字も先ほど紹介させていただいた上で、そういう意味では、4委員会というのが妥当なんじゃないかという私の意見を述べさせていただきました。私は数値とかデータというのは、それが全てだと言うつもりはないんですけれども、この間の国分寺市の状況、市議会の状況というものを踏まえた上では、そういうことを担保していくということが必要なんじゃないかというふうに述べさせていただいたところで、残念ながら、今、尾澤議員からの答弁の中では、そういう数値的な部分は、先ほどからもそうなんですけれども、ちょっとお伺いすることがなかなかできなくて、根拠たるものがなかなか見出せない。気持ちはわかるんです。質を上げたりとか、精神的な思いはわからなくもないんですけれども、私自身も当然そういうことは思いながら取り組ませていただいているんですが、実態として今の国分寺市が置かれている状況だとか、発展している関係の中にあって、何ゆえその22人なのか、あるいは、弊害についてどう考えているのかというのがやはりお伺いできなかったのは残念だなということは、この場で述べさせていただきたいと思います。

163 ○4番(中山ごう君) 議員の質の向上の点がこの間ずっと質疑でされているわけですが、個人の質の向上というのは、どこまでも向上し得るという考えなんですか。

164 ○23番(尾澤しゅう君) ちょっと哲学的になってきているかと思うんですけれども、それは、まさに個人によるんだと思います。

165 ○4番(中山ごう君) そうですよ。私も個人によると思っていて、どうしても人だからこそ、そこに限界はあると思っています。その限界を伸ばす努力はするにせよ、限界はあると思う。その限界を伸ばす努力といっても、それがすぐできるのかといえば、すぐできる人もいれば、そうでない、時間がかかってしまう人もいます。それは個人だから、それを責めるわけじゃなくて、人というのはそういうものなんです。私はそう思っていて、だからこそ、人の数が重要なんだという思いで質疑をしているわけなんです。ということで、次にお聞きしたいことがあるんですけれども、何か答弁あ

りますか。

議会の定数というところなんですけれども、そもそも、自治基本条例もあるように、主権者は市民なわけですよね。主権というのは、政治を決める最終的に決定をする権利なわけです。その代表者が私たちなわけです。ということであれば、端的にお聞きすれば、議員の定数を減らすということは、その市民の権利をそぐことになるんじゃないかと私は思うわけです。その点についていかがでしょうか。

166 ○5番(丸山哲平君) 別段、投票権を制限するものではないので、権利をそぐものには当たらないと思います。

167 ○4番(中山ごう君) いや、投票行為のことではなくて、市政のあり方、その決定というところに市民を参加をより多く担保していくんだ、市民と一緒に決定していく、市民自治を目指すんだというのがこの自治基本条例の精神、前文に書かれてあるわけです。そういうことからすれば、それが書かれていて、そして、それを最終的に決定するのは議会ですよね。議員の権限、議会の権限になるわけです。その議会の権限を行使する議員の人数が減るということは、その主権者たる市民……。というのは、私はさっきから申しているように、個人には限界があって、市民の声を聞くというのも個人個人で限界があると思っています。その限界がある中で、より多くの市民の声を反映させるには、やはり人数が必要だと。人数がいるからこそ、より多くの市民の声を議会に反映できると考えている中で、議員の定数を減らすということは、市民の主権、権利、最終的に政治を決定する権利をそぐことになるんじゃないかというふうに思っているわけなんです。

168 ○23番(尾澤しゅう君)

169 ○5番(丸山哲平君) 今、中山議員がおっしゃった論に仮に基づくとすると、落選があってはならなくなってしまうと思うんですね。何でかという、今、市民の意思が、当然に市民の方が投票という行為を通して立候補者に対して投票行為を行う。現行の24人においても、当然に過去のこれまでの実績で見れば、それ以上の人数が立候補されていて、その場合に、残念ながらといいますか、24人のうちに入らなかった候補者もいらっしゃる。当然に、その方に投票された市民の方もいらっしゃる。では、その方々に投票された市民の主権というものがそがれているのかというと、そういうことではなく、そういうニュアンスでとってしまったので、違うのであればまた教えていただきたいんですけども、後段のところ、人間には限界があるというお話については、おっしゃるとおりだと思います。

ただ、現状の我々が今いる場所が限界にいるのか、限界に当たるのかというところは、私は、必要というものはやはり創意工夫というものを生んでいく、我々の人数というものを適正化していく、確かに厳しい要求だと思います。負荷もかかってくる。そうした状況において、しかしながら、やるべき仕事の量というものは変わらず、状況としてはふえている状況にある。まさに必要性があるわけですよね。そういった中で、我々はもっとそういった状況に置かれることで、それは先ほど外的な

環境でいいのかという御発言もあったんですけども、私は、人というものは、そういったものも含めて必要性というものに応じて創意工夫が出てくると思いますので、まだまだ私どもはその余地はある、だからこそ、22人という数値は求められるというふうに考えています。

170 ○23番(尾澤しゅう君) 先ほど丸山議員の前に私のほうで答弁したことなんですけれども、ちょっと趣旨をうまくつかめないまま発言したというふうに思いますので、発言取り消しをお願いしたいと思います。

171 ○議長(木村 徳君) ただいま、尾澤議員から発言取り消しの申し出がございましたが、これを認めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

172 ○議長(木村 徳君) 御異議なしと認めます。

173 ○4番(中山ごう君) 丸山議員とのところで、選挙で落選者が出ることによって市民の権利がそがれるということを私は申しているつもりじゃなくて、当選した後の話なんです。当選した後の話でいえば、今、24人として、その24人ができ得る限り市民の声を反映させて、議会の権限の中でいろいろ判断していくわけです。その面において言えば、22人に減るということが、さっき限界を認めていただいたように、限界があるわけだから、数が減ることによって市民の声の反映が少なくなる。だから、その面において、市民の主権がそがれることにつながるんじゃないか。

174 ○5番(丸山哲平君) 今、中山議員がおっしゃられた、限界があるということは私も認めるという旨を発言いたしました。では、24人が22人になることで、それが縮小される形になるのかというと、先ほど私が後段申し上げたとおり、我々はその必要性、また、求められるところに応じて、まだまだやり得ることがそこで出てくるのではないかと、やれる部分が出てくるという判断に基づけば、私はそれは縮小はしない。先ほど、主権というおっしゃり方をされたので、市民の声ということのかなというふうに理解したんですけども、その点においては、私どもは決して縮小する、マイナスになるということはないと、このように考えて提案をさせていただいています。

175 ○4番(中山ごう君) やはり限界がある中では、数が減ることというのは、私は最終的な議会の権限で議決をするという場面においては、市民の政治を決定するという主権、この権利が、数が減ることによってそがれるんだらうということは思うわけです。

視点を変えますけれども、市議会の議員の議席というのは、私は市民のものだと思っているんです。そういう思いの中で、これまで減らしてきた経過でいえば、陳情が出されて、その陳情が議会運営委員会に付託されて、一定期間そこで議論されてきたわけです。その議論している期間の中で、議会運営委員会の中に、私は市民の声が集約されていって、そのもとで議論が進んでいる。つまり、その期間があることによって、一定の市民参加、市民のものである議席をどうするかということに対して、市民の声が一定反映された後に議案提案という形で決定されている、そういうプロセスを踏んできていると思っているんです。

ところが、今回は、経過の説明があったように、一度取り下げていただいたということはあるんですけども、しかし、議案提案から始まっている中で、この市民の議席の数を決めるということに、あまりにも市民の声、意見が反映していないままに決めようとしている。ここに私は大きな問題があると思っていて、やはり一定程度、市民の声を聞くような場を設けるですか、そういう期間が私は必要だと思うんですが、それは繰り返すですけども、市民のための議席だからです。その点について、どうお考えですか。

176 ○23 番(尾澤しゅう君) 市民の意見はどうなんだというところでありますけれども、まさに我々一人一人が市民の意見の集約でありますから、皆様の議論、そして、判断をもって判断していただければと思って提案をさせていただいています。

177 ○4 番(中山ごう君) そこで、この定数の問題については、問題意識はあるんですけども、実際にどう変化を、減らすとか、あるいはふやすということでもいいんですけども、議員定数を変化させるということについては、提案者側は長く問題意識があつて、その視点に立って市民の声を聞いていたということだと思うんですけども、私たちはそのことについて、市民に問かける時間がないわけです。提案を受ける側として。先ほど星議員は7人だとおっしゃっていましたが、時間がないから7人にしか声をかけられなかったわけです。こういう状況の中で決めるのではなくて、それぞれ議員がいるわけですから、その議員がちゃんと市民の声を確認する。市民の声を受けた上でこの議員の定数をどうするか、今回は削減ですけども、削減することの結論を得るべきだと私は思うわけです。その時間をやはりとっていただきたい。市民の声を聞く時間をとっていただきたい。そのことを求めたいと思う。

178 ○5 番(丸山哲平君) 今の御質疑のところでございますが、やはり議員の定数というものは議会の議決に委ねられているところでございますが、そういった意識というものは、今回、議案を出させていただいたからということではなく、我々の考え方としては、逆に言いますと、今後、常に持ち続けて問うべきところであろうと、このようには理解をしておりますが、かつ、これまでの経過のところ、いろいろと御意見はあろうかとは思いますが、我々といたしましても、現状の判断の中で、でき得る限りの時間のとり方ということはさせていただいたと思いますので、今回の提案をもって進めさせていただくということは、我々としては適切であると、このように考えています。

179 ○4 番(中山ごう君) それは提案者側の理由ですよね。なぜこちら側が時間がないんだということを受けとめてくれないのか。提案を受けた我々は時間がない、市民の大切な議席を減らすという提案がされている中で、市民の声を聞く時間がない。その時間を確保してくれということをお求められているわけですけども、いやいやそうじゃなくて、議決は議会で決めるものなんだから決めてしまうということなわけですよね、今おっしゃったのは。

180 ○議長(木村 徳君) 中山議員のおっしゃっているお気持ちはわかりますが、通常の議案なんかでも定例議会のちょっと前にそれがわかって、通常、議案送付というのは招集日の1週間前に送付されていますので、かなり市民の声を聞かなければいけない議案というのもたくさんあり

ますけれども、市民の声を聞く時間がないからといって、市長側が提案をされた議案が継続になったり、先送りになったということはないということも一方では御承知されているかと思しますので、その辺は、提案者側の御意向というのは今、示されておりますので、それはそれとして受けとめていただいた上で御発言いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

181 ○4番(中山ごう君) 指摘で終わりますけれども、その点でいえば、行政側から提案されるのは非公式であれ議案説明という場があって、そこで一定程度示されて、そこからの期間があるわけです。今回は同じ日にあったわけですがけれども、しかし、議員の定数を削減するというのは、私は先ほどから何度も申しているんですけれども、やはり市民の議席であると私は考えている。なので、通常の議案も市民の声を聞くのは大事ですけれども、やはりそれ以上にきちんと市民の声を集約させた上で結論に臨むことが必要だと私は思う。それが、過去は陳情があって、議会運営委員会で議論される中で集約できていたと思う。しかし、今回は議案提案から始まっているわけだから、その期間は、極端に過去の例に比べれば短いわけです。そこで、そのために時間が足りない、もっと市民の声を聞く時間が欲しいと言っているわけですがけれども、全く平行線なわけですよ。私から言わせれば、市民の議席とっていないというふうに言わざるを得ない。平行線のまま変わらないでしょうから、平行線ですから。ということを指摘させていただきたいと思います。

182 ○議長(木村 徳君) 御質疑の御用意は、まだ結構ございますか。今、また違うテーマで御質疑されるということですよ。あとどのぐらいありますか。

183 ○4番(中山ごう君) これで最後です。

184 ○議長(木村 徳君) これで最後ですね。了解です。

185 ○4番(中山ごう君) 政治不信という点から質疑が一定ありましたけれども、なおの議員が質疑された中で、国会のことを引き合いに出されていました。答弁者側から、完全に市議会に置きかえられないとは思っていました。国会のことについては、まさしくそのとおりだと思います。

政治不信、何で不信になっているのかというところで、私は一つの要因として、市政の中でいえば、市議会議員がどういう活動をしているのかが見えてこないという市民の思いから、この市議でいうところの政治不信、市政というところでの政治不信につながっている面というのはあると思っているんですけれども、その点については、どのようにお考えですか。

186 ○23番(尾澤しゅう君) 見えてこないというのは、物理的に見えないという見解ですか。確認しないとなかなか答弁しづらいです。

187 ○4番(中山ごう君) 物理的にもそうですけれども、市議会議員が何をしているかというのがわからない、それ以外も含めてのことです。

188 ○5番(丸山哲平君) 具体的な例というところではありませんが、結論としては、そういった面もあり、そういったお声というものもあろうかなとは思っています。

189 ○4番(中山ごう君) それで、先ほどから私の観点からの問題意識からすれば、やはり個人に限界があるわけです、認めていただいたように。個人に限界がある中で、市民に市議会議員の活動を知ってもらうような活動は、我々は必要だと。しかし、それも含めて、やはり個人には限界がある中で、減るとすることは、市民にとってはさらに見えなくなるわけです。さらに政治不信につながる、そういう点なんです。

190 ○5番(丸山哲平君) 若干繰り返しもなってしまうんですが、限界があるという点は認めるということは申し上げましたが、では、今が限界なのかというと、我々はまだまだ外的な要因というものを使う。また、我々、内なる要因というものも、当然、常に求められるところですけども、こういったところで、さらに我々はやり得る余地があると考えていますので、今、中山議員が危惧されている、今の状況で人数を減らした場合、市民からさらに遠くなるのではないかとということについては、我々はそうはならない、我々は必要性に応じて、さらに行動範囲を含めて広げることができる、このように考えています。

191 ○23番(尾澤しゅう君) 補足なんですけれども、恐らく政治不信というふうな他の議員からの発言からすると、ちょっとその趣旨は多少、政治不信という言葉で中山議員が使われているところを鑑みると、私としては、発言の趣旨とは多少違うのかなとも思いながら、政治不信というものが見えないから、直接的に政治不信につながっているというところではなくて、よりよい判断を市民は求めている、よりよい行動を求めているというふうなことに置きかえられる。つまり、それを求めているのが市民だと。よりよい判断、よりよい行動を議員にはさらにしていただきたいということのあらわれだというふうに考えておりますので、私どもとしてはそういう考えです。

192 ○4番(中山ごう君) 今、政治不信についてそれぞれの見解を述べたように、いろんな面があるわけです。ただ、目指すべきところは政治不信というのを解消していく、これは絶対同意できるところなわけです。そうだとすれば、政治不信が何から起きているのかということも分析した上で、私はそれが数にかかわると思っていますので、そういったことも分析する時間というものも必要なわけです。こちらがさっきから言っているように、数がそれにかかわってくると私たちは思っています。そちらは、そうではないと言いますがけれども、じゃあ、本当にいろんなデータを調べて、いろんな市民の声を聞いて、それがどう結論になるのかというのはわかりませんが、その結論、目指す過程というのは、市議会の議員定数を変えるというのであれば、そのプロセスが私は非常に大切だと。だから、時間がやはり欲しいわけです。

193 ○16番(なおの克君) 私の先ほどの発言の部分的なところを捉えて質疑がされておりますけれども、私は直接的に政治不信というふうには申し上げていなくて、投票率が下がっているというのは、議会に対する信頼度のあらわれだということは申し上げましたし、政治の枠組みという観点で見れば、厳しい目が向けられているという表現の仕方をしました。一方で、信頼度というのは、当然、逆を言えば期待度のあらわれであり、議会に対して今、何が求められるか。私の意見としては、議会改革のスピード感が求められていると。その一つの答えとして、議員削減というのは

答えの一つであろうという私の意見を述べさせていただきましたので、私の先ほどの発言を使って、政治不信等々のやり取りをされているというのは、やめていただきたいと思います。

194 ○4番(中山ごう君) 私がなおの議員のところを捉えたのは、国政の世論調査に触れられていましたので、それについて提案者が答弁した内容で、私も直接当てられるものではないということで一区切りしたつもりなんです。それとはまた別の角度から、誤解を生むようでしたらそこは気をつけます。失礼をいたしました。

やはり時間が欲しいということに対しても、それさえも受けとめてもらえないというのが今、質疑をされていて明らかになっていて、さっきから繰り返して、最後、指摘で終わりますけれども、こういう議員の定数を削減するという問題に対して、もっといろいろ調べる、調べるというのは、いろんな面を今、私は言いましたけれども、そういう時間が欲しいと言っているにもかかわらず、それさえも否定をして、そして、この場で結論を得ようとする態度は、繰り返しになりますけれども、いわゆる市民の主権を減らそうとしている流れ、民主主義への攻撃だと私は言わざるを得ないし、それによって、私は市民の権利は大きく傷つくことになるというのは、私の指摘として終わりたいと思います。

195 ○議長(木村 徳君) 以上でよろしいでしょうか。
(「なし」と発言する者あり)

196 ○議長(木村 徳君) それでは、以上で質疑を終了いたします。

————— ◇ —————

197 ○議長(木村 徳君) これより討論に入りたいと思うんですが、会派内の調整や打ち合わせ等でお時間必要ですかね。一定時間もたっていますので、暫時休憩という形にさせていただきます。

議長としては夕食休憩をとる予定はございません。一定時間の休憩の後、直ちに討論を開始して終了を迎えたいと、このように考えておりますので、御了承をお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

午後7時 52 分休憩

午後8時 40 分再開

198 ○議長(木村 徳君) 会議を再開いたします。

これより討論に入りますが、2点ほど、私のほうから御注意を申し上げたいと思います。まず討論につきましては、今の休憩の時間中に皆様に、各会派にお願いさせていただきました、各会派の代表の方に討論していただくという形で集約をお願いさせていただきました。そうしましたところ、国分寺政策市民フォーラムだけ賛否が会派内で割れているということですので、賛成、反対それぞれの代表者が討論を行うということで御了解いただければと思いますので、よろしく願い申し上げます。

続きまして、討論の順番に関してなのですが、会議規則の第51条には、討論については最初に

反対者、次に賛成者と反対者をなるべく交互にという規定が定められておりますので、その原理原則に従いまして順番に関しましては、先ほど申し上げた国分寺政策市民フォーラムに関しては2名に分かれているということであらかじめお聞きしておりますので2名扱いということで、あとは人数順ということで反対のほうから順番で大きいところからということになりますので、御承知おきいただければと思います。

それでは、討論を始めたいと思います。まず、初めに国分寺・生活者ネットワーク、高瀬議員。

199 ○1番(高瀬かおる君) 議員提出議案第1号、国分寺市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、これに対して反対の討論をいたします。

そもそも議員定数については、各自治体の判断によって条例に定めるものです。検討に当たっては、他の自治体との比較は参考にこそなりますが、むしろ国分寺市の人口の推移や目指す議会のあり方など国分寺市ならではの現状を考慮し、導き出すものと考えます。近年、地方分権が進み自治体の権限や役割がふえ、また地域課題も複雑化していることから、地方議会における役割もますます大きくなっています。特に人口がふえ続けている国分寺市において議員定数を減らすということは市民の意見反映の幅が狭まり、市民の権利を縮小することになります。国分寺・生活者ネットワークでは、議会としても多くの市民と対話し、議会への関心を持っていただくことで市民自治を広げることが大事にしていきたいと考えます。そのことが行政に対するチェック機能を高め、市民と向き合う議会の質の向上につながると考えます。

そして市民の一人一人の置かれている状況や考えがそれぞれ違うように、議員もまたさまざまな信条や政策をもって活発に議論を交わすことが重要です。特に男女間や世代間などの課題、問題解決のためにも多様性を反映する政治が求められています。このことから、市民の代弁者である議員が多いほうがより多くの市民の意向を反映できると考えます。逆に議員の数を減らすことは民主主義の後退につながると考えます。

また、市民からの議員定数削減を求める声があるということについては、議会への不満や不信感のあらわれと真摯に受けとめる必要があります。そしてこの市民の声に対して議会がなすべきことは定数を減らすことではなく、議会が市民にとって役立つものなのだという認識をしていただけるような取り組みと見える化だと考えます。議員の質は、選挙に関係なく常にレベルアップに努めるべきことです。

さらに、今回の定数削減の提案に向けたプロセスについてですけれども、議員定数については議会だけで決めるのではなく、市民や第三者も入れた検討委員会などを設置し、そこでの議論も踏まえて決定していくべきと考えます。その前提として議会が市民から評価されることになりますが、今回議論する時間軸がない中では、今後の検討すべき課題としておきたいと思えます。

また、議員定数を削減することで議会の生産性また効率化を高めるとの御答弁もありましたけれども、経済的な利益を優先して経営する企業と、民主主義の重要な機関である議会を同等に議論すべきではないと考えます。

最後になりますけれども、議員定数の削減は市民が議員として政治に参画する権利や機会を縮小してしまいます。その結果として組織票のある候補者が有利となり、議会の多様性が縮小されることにつながることを懸念いたします。

以上、さまざまな観点から意見述べましたが、これらのことを総合的に判断し、本議案には反対いたします。

200 ○議長(木村 徳君) 続きまして、自民党新政会から本橋議員。

201 ○17番(本橋たくみ君) 議員提出議案第1号、国分寺市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、自民党新政会を代表いたしまして賛成の立場から討論させていただきます。

提案理由にも述べられておりましたとおり、国分寺市の議員定数の推移は昭和39年の市制施行時に法定上限数の36人で始まりましたが、昭和41年に30人、平成2年に28人、平成14年に26人、平成18年に24人となり現在に至っております。また、議員定数については、かつては地方自治法において法定数が規定されておりましたが、平成15年1月より法定上限数の範囲で自治体みずから条例で定める条例定数制度とされ、さらに平成23年の改正において法定上限数も撤廃されているところでございます。これは議員みずからがそれぞれ議員定数を考え、各自治体の判断に完全に委ねられていることを意味するものでございます。私ども会派といたしましては、それぞれの議員がそれぞれの活動を行っていく中で幅広く市民の皆様方から声を聞いていく中で、この議員定数の削減の必要性について日々感じ、そして考えている状況でございました。また、さまざまな社会状況の変化、そして政治不信等の状況も鑑み、今回の条例提案の2減に対する賛成を表明させていただくところでもございます。

私たちは能動的に、効率的かつ効果的な議会のあり方のあくなき追求をする上で、常にこの定数のあり方についても今後も考え、そして憲法第15条にある公務員は全て全体の奉仕者である、そうした精神にのっとり子どもたちから高齢者、そして障害の有無、性別に関係なく、多様性、多面的な角度からしっかりと市民の信頼を得るような努力を不断に続けることの決意を申し上げさせていただきます、賛成の討論とさせていただきます。

202 ○議長(木村 徳君) 続きまして、国分寺政策市民フォーラムの反対討論をされる方はどちらになりますでしょうか。

203 ○8番(及川妙子君) 国分寺政策市民フォーラムの及川妙子です。会派で賛否が分かれていますので、私は星議員とともに反対の立場で討論いたします。

本議案については、一度取り下げがあり、全員協議会を開くなど短期間でいろいろと経過はありましたが、私は今回のやり方については本当に残念であると言わざるを得ません。私は、国分寺市議会はこれまで公平公正な議会運営、慎重審議が行われてきており、そのことを誇りに思っておりましたが、今回のやり方については半ば強引に提出した次の日に採決を行い、少数意見にも耳を傾けることなく、何より市民の意見を全く聞かないまま、市民にとって重要な定数削減を一方的に押し進めるやり方であり、私は今まで経験したことがありません。

私は、本来、議員定数については合理的な理由があれば削減することに反対ではありませんが、今回の削減理由は切磋琢磨して質の向上を図るという精神論であり、全く根拠に乏しく、納得できるものではありません。また、数値の根拠についても指摘させていただきましたが、極めて恣意的あり、心もとないと言わざるを得ず、賛成したくても反対せざるを得ません。苦渋の決断であります。

議員定数の適正化というのであれば、堂々と十分時間をとって市民の意見を十分に聞き、審議すべきであり、定数削減そのものが目的になっては議論はかみ合いません。今後このようなことが前例とならないように強く要望して反対討論といたします。

204 ○議長(木村 徳君) 続きまして、公明党から木島議員。

205 ○22 番(木島たかし君) 議員提出議案第1号、国分寺市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、公明党を代表して賛成の立場で討論させていただきます。

国分寺市において定数が最後に改正された平成18年、26人から24人になって10年以上が経過しているところでございます。今日の状況において客観的に全国の議会、また他団体の動向、近隣等の類似団体との比較、こういったものは大変に重要なことであると、我が会派は考えているところでございます。この点について現状、資料でも、またこの間の質疑等提案者の説明等でも明らかなおおり、国分寺市議会が今回この定数を24人から22人にしていくことは適切な対応、また、適正な対応であると、このように考えているところでございます。

議論でもございましたけれども、今後こういった22人になることによってチェック機能が低下するのではないかという御懸念もございました。国分寺市議会はこれまでも、私が改めてここで言うまでもございませんが、きょうのやりとりの中でも確認があったとおり28人から26人にしたとき、また26人から24人にしたときもやはり同様な、きょうと同じような指摘、議論が懸念される向きの議論があったという記録も残っております。そういった中であって、国分寺市議会はこれまで私たち自身も一生懸命取り組む中でこういった課題を払拭し、克服してきたものであると、このように私たちは強く自負しているところでございます。今後もこういった定数が適正かどうかをまた見直すことによって、今後も二元代表制の立場を踏まえた責任ある行動、これは何ら変わるものでもございませんし、執行機関とも一定の緊張感を持った相互に抑制、また均衡を図る上でのそういった議会の体制、これは今後も決して何ら変わるものではない、このように確信しているところでございます。

また、財政面の観点からも一言申し上げます。国分寺市議会は、ここまでのきょうの質疑の中でも確認されたとおり、財政状況は一定の改善傾向はありつつも、楽観できる状況にはないということも答弁、きょう提案者からも表明があったとおり、私たちもそのとおりの認識であると思っております。また、事務量が近年増加傾向にある、こういった御指摘もございましたけれども、こういった傾向はもちろん国分寺市のみならず、全国的な課題の1つなんだろうと私は思います。そういった中であって大切なことは、この傾向をしっかりと踏まえた上で、その事務事業一つ一つが本当に無駄がないかどうか、無理が生じていないかどうか、こういったことを不断に検証し、知恵を出し合って皆で汗を流してそういった課題を克服していく、こういったことがより肝要ではないかと、事務事業を少しずつ見直していくという視点もこれから求められる議員の責務の1つであろうと、このように感じているところでございます。

今回の提案はそうしたことも踏まえて定数を見直していくということで議会の改革をしっかりと進めていくことに資する、また市民の信託にお応えすることにつながる大きな一歩であるという立場で、私たち公明党は賛成の立場での討論とさせていただきます。

206 ○議長(木村 徳君) 続きまして、無党派(日本共産党国分寺市議団)から岡部議員。

207 ○3番(岡部宏章君) 議員提出議案第1号、国分寺市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、日本共産党国分寺市議団の反対討論をいたします。

市民自治を目指す国分寺市において、主権者たる市民のための議席を削減することを決めるに当たって、議会として市民の意見を集約していく機会も全くとらずに決めてしまおうとしていることに抗議いたします。自治基本条例の第3条では、「市民と市は、主権者である市民の意思が生かされる市政、市民の意思に基づいて自主的かつ自立的に運営される市政を目指します。そのため、市は、知る権利を保障し、参加と協働を推進します」という基本理念があります。議会の運営の仕方や議員定数のあり方も、当然この基本理念のもとに進めなければなりません、それを今回は全く無視した進め方です。市民無視であり、市民の権利を一方的に奪うことであって、客観的に見ても暴挙だと言わざるを得ません。市民の声を聞く機会を設けようとせず、市議会の中だけで決めてしまおうという状況です。

その中においてさえ、質疑の中で議会の権限を果たす上での議員の数のあり方などについて、さまざまな角度から必要な分析や検討する必要性を指摘し、その時間や機会を設けるように求めたにもかかわらず、それは提案者側に受け入れられませんでした。提案者側に議会の中でできる限りの広範な合意を得ようとする努力や姿勢が見られなかった中で採決してしまうことは、数の論理だけで決めてしまおうということにほかなりません。

過去に議員定数を削減してきた際には陳情が市民から出され、その陳情を議会運営委員会で時間をかけて議論する中で、市民の意見が集約された中での採決だったことと比べても、いきなり議案提案がされ、市民の声を聞く場やさまざまな角度からの検討をせずに採決まで至った今回の進め方の異常さは際立っています。

いつも削減派が言われる議員定数を減らすことで質をよくするということは、検証された試しがありません。現実的な危険は市の人口が増え続けていること、行政の事務量もふえていること、市民の価値観も多様化が進んでいることなどです。したがって、可能な限りこれらに見合って幅広く民意を酌み尽くすとともに、行政のチェック機能を果たすにふさわしい議会が求められています。その保障のために、これらの増大に見合って検討するということが最低限必要なことです。減らすことで質を上げて対応しようとするのは根拠のない思い込みで、危険なことです。逆に少数意見の締め出し、時の多数派の意向で事が決められるという危険をはらむこととなります。

したがって、質疑したようにさまざまな角度から、そして市民の意見を聞きながら議員定数のあり方は慎重に検討すべきであって、市民の声に対して真摯に向き合い、応えようとする議員の姿勢が求められています。にもかかわらず、質疑で求めました市民の声を議会として直接聞く機会や定数のあり方の分析、検討などの機会も提案者側に否定されたことは、全く同意できません。

以上、反対討論といたします。

208 ○議長(木村 徳君) 続きまして、国分寺政策市民フォーラムの賛成の議員から、だて議員。

209 ○13番(だて淳一郎君) 議員提出議案第1号、国分寺市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、同様の立場である皆川議員の意見も酌んだ上で賛成の立場の討論をいたします。

今回の条例改正案については、国分寺市議会の定数が現状の24人となってから12年が経過した今日、議会のあり方を考える1つのタイミングであったと捉えております。昨今の、特に国会の場においてはさまざまな不祥事、疑惑等が散見され、国民の政治不信をさらに加速させており、信頼の回復には議員自身が身を切る努力、決断も必要となっております。議員定数の削減はその1つの手法であります。殊、国会においては2012年の衆議院解散に際し、当時の野田総理大臣と安倍自民党総裁が党首討論で約束した大幅な定数削減は6年たった現在においても衆議院で15減にとどまっているところから、政権与党は本年7月には参議院の定数をお手盛りでの6増を強行したと、世論の理解を得られておりません。

そういった状況の中、国分寺市においてはこの国政与党の動きと逆行するがごとく、自民党系と公明党会派の議員が提案者となって身を切る定数削減案を出したことについては一定の理解をしたいと思います。提案理由の柱となっている切磋琢磨の上での議会の質の向上という点についても、率先垂範の姿勢で進めていただくことを大いに期待したいと思いますし、この地方からの動きが大きくなるとなると混迷する国政をも是正していくことを望むところであります。

しかしながら、今回の議案の提案に当たっては、その方向性が我々に示されてから本日まで1カ月足らずという大変短い期間で判断を迫られるものでありました。議会制民主主義の形を変革する内容である以上、本来であれば十分に時間をとって議会内での議論を深めるとともに、市民や第三者機関の声を伺う機会もつくりながら、議会全体で結論を出していくべきテーマであったと考えます。今後議会の構成などの重要な内容を検討するに際しては、同様なことが起こらぬよう少数意見も尊重していただきながらの慎重な対応を基本に議会運営をすべきであろうと考えております。

以上、議論の経過には一定の課題を残す結果となりましたが、先ほど述べた身を切る決断という趣旨については賛同し、討論とさせていただきたいと思っております。選挙でしっかりとチェックしていただきたいと思っております。

210 ○議長(木村 徳君) 続きまして、無会派(ここに幸あれ)の幸野議員。

211 ○9番(幸野おさむ君) 無会派(ここに幸あれ)の幸野おさむでございます。議員提出議案第1号、国分寺市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論させていただきます。

議員定数のあり方については、国分寺市議会として、市議会議員として、国分寺市全体の状況や国分寺市民の状況、国分寺市の状況、市議会の状況などについてさまざまな角度から多角的な分析や検証が行われた上で導き出されるべきものであると考えております。しかし、今回の提案ほどなぜ削減が必要なのか、なぜ削減しなければならないのか、はたまた削減後のメリットや削減効果などといった立法事実がほとんど語られないまま提案された過去というのは、例がないのではないのでしょうか。

一方で、提案者からはとにかく削減することは市民が求める声だ、また議員の質を高めるためだということが強調されております。しかし本当に議員の定数を削減したことによってどのように市民の願いに応えられる市議会になるのか、どうして議員の質が向上するのか、その結果どんな結果を導くのかという道筋も語られてはおりません。

私自身としては、議員定数のあり方については市議会のあり方や市議会議員の存在意義、そして日本国憲法が規定している二元代表制におけるチェック・アンド・バランスという観点においてどうあるべきかということが論じられなければならないと考えます。その立場に立って検討や検証を重ねてまいりました。そして、本日の質疑もさせていただいたところではありますが、その結果、本条例案についてはそういった観点が全くないということから、到底賛成できるものではないという判断に至りました。

以下、さらに反対の理由について詳細に述べたいと思います。そもそも国分寺市議会及び市議会議員の仕事については、市民的にどんな役割が求められているのでしょうか。私たちは4年に一度の選挙を通じて市民の皆様からの審判を受けますが、その選挙に勝つことだけが仕事ではありません。確かに選挙で当選することが大前提なのは言うまでもありません。しかし4年に一度の選挙で当選すること以上に、当選した後の4年間の議員活動の中で何を果たしてきたのか、どのような取り組みをしてきたのかということこそが問われなければなりません。その中で何より求められている議員の役割の1つは、選挙の際に掲げた公約を実現させるために研さんして努力するとともに、当選後の議員活動や議会での議論を通じて市民の皆様さまざまな声を政策提言という形で市政に届けるということであり、これは主に一般質問等を通じて実践されていますが、一般質問の回数は年4回の市議会定例会の中で実際には3回であります。1回1時間、年間合計時間数は3時間となっており、これでは足りないために委員会などを通じて必要に応じて補っております。これが、私たち市議会議員が果たすべき大きな役割の1つです。

そして2つ目は、日本国憲法が規定している二元代表制という考え方のもとで、強大な行政執行権を行使している市長、行政側と対峙し、市政全体を監視、チェックしながら多様な民意を反映させていくチェック機関としての役割があります。これは主に議員の地域活動や調査活動などをもとに、委員会や本会議における質疑、資料請求、発言、議決、調査権などを行使してチェック機能を果たしています。これらの時間や活動量についても、準備や議論の時間を含めて相当な業務量であることを強調しておきたいと思います。

これらの活動について、平成27年度の国分寺市議会議員研修会で講演された渡辺孝義講師は、議会は市民の民意を鏡のように反映する住民参加の広場であると定義されましたが、まさにその役割が国分寺市議会においても永続的に求められているのであります。したがって、議員定数のあり方を考える際には、現在の国分寺市議会、市議会議員として政策提言能力やチェック機関としてどのような課題があるのか、あるいはどのように改善していけるのかということが大前提として問われなければなりません。

しかし、今回の議論を通じて提案者である自民党、公明党の定数削減案の説明や答弁の中においては、現在の国分寺市議会が抱える課題や改善点について一切提示されることなく、またその提案に込められた理念や目的についてもほとんど語られることがありませんでした。すなわち、今回の定数削減案については削減の必要性や正当性、政策妥当性、有効性といった根本的な立法事実がほとんど説明されていないのであります。なぜ今削減しなければならないのか、削減したことによって何が改善されるのか、全く説明がないままに提案され、議決を求めるとするのは極めて無責任であると考えます。

これらのことは、逆に言えば提案者として国分寺市議会、市議会議員の仕事を本当に理解して

いるのか、はたまたその仕事を意識して実践されてきたのかという基本的な問題として疑わざるを得ません。これからの国分寺市議会や国分寺市をどうしたいのかという基本的な理念や目的がないまま議員定数を削減してしまうということは、国分寺市政にとっても、国分寺市議会にとっても、国分寺市民にとっても大きな禍根を残すことになるでしょう。改めて議案を撤回するよう強調しておきたいと思います。

また、提案者が定数削減の根拠にされている資料のデータによると、関東1都3県プラス大阪府における市町村類似団体の議員1人当たりの平均人口数が5,573人なので、ことし1月1日の国分寺市の議員1人当たりの人口5,070人をこの平均人口と比較すると22名が適正だと主張されております。すなわち、議員1人当たりが責任を負うべき人口について、前述の市町村類似団体の議員1人当たりの平均人口と比較すると2人多いと主張されているわけではありますが、これは妥当な比較で正当性があると言えるでしょうか。私はこの数字による比較については大きな違和感を抱いております。なぜなら、この数字は比較対象範囲を変えたり、各自治体の人口が変化することによって導き出される結果自体が大きく変動するからであります。例えば提案者の提出資料の中でただ1つだけ関西の自治体である大阪府の市町村が含まれていますが、大阪府全体としては財政事情が非常に厳しいと言われており、この資料を見ても唯一定数が10名台の自治体があり、1都3県と比べても明らかに少なくなっております。この大阪府の自治体を外して計算したとします。その上で、人口の幅についても10万人から15万人という5万人単位のくりではなく、11万人から13万人以下という2万人範囲の市町村に焦点を絞って計算した場合について算出してみました。これはなぜかという、人口が多い自治体ほど議員1人当たりの人口が多くなっている傾向があるからであります。例を挙げると、人口約55万人で議員数40人の八王子市では議員1人当たりの人口が1万3,806人になっていることや、人口約43万人で議員数36人の町田市では議員1人当たりの人口が1万1,921人になっていることから、人口が多い自治体ほど議員1人当たりの人口が多くなっている傾向が読み取れるからであります。これらの条件を再設定した上で再計算した結果、対象自治体数は6自治体となり、その人口小計は70万5,102人、議員定数小計は139名となり、肝心の議員1人当たりの平均人口は5,072人という数字が導き出されました。ことし1月1日の人口で計算した国分寺市の議員1人当たりの人口は5,070人です。提案者が根拠にされている資料のデータについて、より人口や地域的な条件に近い自治体数に焦点を絞って再計算してみると、国分寺市の議員1人当たりの人口はちょうどバランスがとれている位置にあると言えるのではないのでしょうか。

しかもここでさらに強調しておきたいことは、過去から現在に至るまでの国分寺市の人口は右肩上がりに増加し続けているということです。そしてことしに入ってから一層加速度的にふえ続けている事実が存在するという事です。提案者の数字はことしの1月1日現在の12万1,673人という人口を利用されていますが、ことしの8月1日現在における市の人口は12万3,241人と、約半年余りで1,500人以上増加しています。これを議員1人当たりの人口に当てはめると5,135人となり、私が再計算した類似団体6自治体の議員1人当たりの平均人口5,072人よりも上回ることとなります。しかも今後の市の人口についても、市内における駅前整備や道路建設、沿道や近隣における用途地域の変更やマンション開発、宅地開発などが行われている状況を考えると、人口の増加トレンドが続くと考えられます。この人口が増加し続けることによって、例えば13万人になった際には

国分寺市の議員1人当たりの人口は5,416人となり、私が再計算した類似団体6自治体の議員1人当たりの平均人口5,072人よりも大きく上回ることになることも申し添えます。

しかし、提案者はこれらの人口や人口推計について何ら検証も検討もされない、加えないまま、今回の提案がなされております。定数削減の理由として議員1人当たりの人口を理由にするのであれば、過去から現在に至るまでの人口推移や今後の人口推計について検証結果や見通しを持つべきことは、提案者として最低限行っておくべきことであります。国分寺市の人口推移や人口推計について提案者が何ら見解を持ち合わせていないという時点で、この点においても無責任であると言わなければなりません。

また、13年前と比較して社会状況も大きく変わっております。ダイバーシティや多様性を尊重するという社会に大きく前進していますし、社会的な課題も多様化してきています。その中であって国分寺市議会においても、さまざまなテーマについて多様な角度で検討しなければならない時代に突入しております。例えば性別の問題1つとっても、男女差別の是正だけでは不十分となっています。LGBTや性自認、性的指向等、性をグラデーションと捉えるという努力こそが求められています。また、地域においても、働き方についても多様化しておりますし、職種についても、世帯構成についても高齢者、障害者、子どもたちの構成等も含めて多種多様な形態が広がっており、これらの少数意見や多様な民意を吸い上げる役割が市議会には求められております。その点においても、議員定数を削減してしまうということは、これらの住民とのパイプを狭めてしまうということにつながると考えるものであります。

また、人口や市民の状況以外についても、我々国分寺市議会議員が責任を負うべき市政における財政状況や財政規模、業務量、事務量、条例数や規則数などといった数値についても検証や検討を加えなければなりません。この点についても提案者からの見解が示されることはありませんでした。それでは、実際にこれら市政における事務量や業務量、条例数などについて、この間どのように変化しているのでしょうか。議員定数が26人だったころの2005年度決算データと、現在の24人の2017年度決算データとを比較いたしました。まず予算規模については、人口の増加などに伴って市の税収も上がり、一般会計の財政規模は2005年度決算では350億円だったものが、2017年度には513億円と163億円増加しております。ただ、2017年度決算については国分寺駅北口再開発の清算金が数十億円含まれているため、2016年度決算で見ても460億円と、2005年度決算と比較して110億円増加しております。2018年度予算も450億円となっており、2005年度決算と比較して100億円増加しています。これだけ予算規模が大きくなるということは、その分だけ我々市議会議員がチェックしなければならない予算の額が多くなるということであり、市民からの政策提言も多数求められるということでもあります。

また、事務量や業務量についてはどうでしょうか。事務事業数については、地方分権一括法の関連や地域主権政策、地方創生関連などの政策が進められてきたことによって、国や東京都から多数の事務が国分寺市に移管されております。そのため、事務事業の数は2005年度の約650事業から、2017年度の約690事業へと40近くも増加しています。事務量の増加に伴い条例の制定数も、改定数についても増加しています。条例数については独自で計算してみた結果、2007年度には約200だった条例数は、2018年度には約230へと30本もふえております。これに加えて規則や要綱、要領、方針や基本計画、実施計画、ガイドラインなどが連なってくるわけであり、

その数の増加は著しいものがあります。これら全てについて、我々市議会議員は、多様な市民の立場に立って真剣にチェックしなければならない役割が課せられているのです。

これらの責任の度合いについては、他市の議員1人当たりの人口比較だけではかかれるものではありません。我々市議会議員は、定数が26人だった13年前と比較しても負うべき責任や果たすべき役割は明らかに増加しています。当時と比べても膨大な予算や業務量をチェックしなければならない現状であることを強調しておかなければなりません、この点についても提案者が一顧だにしていないということに憤っております。議員定数が削減されることによって、市議会議員や市議会が果たさなければならない執行機関や行政に対するチェック機能が弱まることを懸念されることを指摘しなければなりません。一方で、行政側の権力については、事務量については増大しているにもかかわらず、それをチェックする市議会のチェック能力を弱めてしまう提案というのは、現時点においては全く道理がないと言わなければなりません。

議会制民主主義を守るために、その議会制民主主義を発展させるために、本条例の定数削減には反対の立場での討論といたします。

212 ○議長(木村 徳君) 最後に無党派(無所属)の甲斐議員。

213 ○10番(甲斐よしと君) 議員提出議案第1号、国分寺市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論させていただきます。

まず、私個人としては議員定数を24人から2人削減して22人となったからといって、その中での切磋琢磨が今以上に起こると思っております。また質の向上が見られる、また生産性の向上が見られるとも思っております。自治体の議会は、市議会は市役所行政に対する二元体制の一方であり、代議員制としての民主主義のコストであります。時間と経費をかけ、崇高な民主主義に近づけるために存在しているはずであります。それゆえ、市議会自体も議員定数、報酬のありようが問われている時代であります。しかしながら、議員定数の本当の適正な数の判断基準はないと断言しても過言ではありませんでしょう。

よって、私はサイレントマジョリティーの声を受け、みずから置かれている議会での状況や処遇について、まずは民意に逆らわず、応えたいと努めている所存でございます。その民意が、もしくはいわゆるポピュリズムだとしても、近隣自治体の動向を参考にして市民の皆様の理解が少しでも得られるよう、まずは動いて答えを出していく必要性を模索いたしました。よって議案にも署名し、賛同するところでございます。

この削減が次期の議会にて不都合等、または急激な人口増等々の整合性なきところが明らかになったとしたら、もとに戻すことについて異存はないですし、民意を感じ、国分寺市議会に合うよう変えていただければよろしいと思っております。ただ、今現在、私は削減していく方向性にトライして、検証していただきたいと願い、変革、改革へ向けての責務を現時点において果たしていきたいと考えております。議会にいる者として、自ら何も模索せず、取り組まないわけにはいかない気持ちでいっぱいあります。議員定数の件のみならず、報酬の件も検討を進めなければならないと考えております。この定数にしても、報酬にしても、今後議論が行われる際は、より民主的で少数意見の方々のほうにもきちんと耳を傾け、時間をかけ、市民そして専門家の意見も聴取しながら民主的なプロセスで進めていけるように願い、その一助を努めてま

いりたいと考える所存でございます。

以上で討論を終わらせていただきます。

214 ○議長(木村 徳君) 以上で討論を終わります。

これより直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

215 ○議長(木村 徳君) 賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

216 ○議長(木村 徳君) お諮りいたします。委員会審査等のため、9月14日から9月30日まで休会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

217 ○議長(木村 徳君) 御異議なしと認めます。よって、9月14日から9月30日まで休会することに決しました。

なお、次の本会議は10月1日月曜日、議会運営委員会閉会後に開きます。

本日は、これにて散会いたします。大変遅くまでお疲れさまでした。

午後9時24分散会